

令和3年第2回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和3年3月9日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 1号 令和2年度定期監査報告（第3次）について
- 第 5 議案第 5号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 第 6 議案第 7号 羽幌町公告式条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8号 羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 羽幌町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第13 議案第14号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第15号）
- 第14 議案第15号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第15 議案第16号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第17号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第18号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第19号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第20号 令和2年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第 6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例
- 第21 議案第21号 令和3年度羽幌町一般会計予算
- 第22 議案第22号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第23 議案第23号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第24号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第25 議案第25号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 第26 議案第26号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第27 議案第27号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算

第28 議案第28号 令和3年度羽幌町水道事業会計予算

第29 発議第 1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君
健 康 支 援 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 室 長	奥 山 洋 美 君
建 設 課 長	金 子 伸 二 君
建 設 課 主 任 技 師	石 川 隆 一 君
建 設 課 主 任 技 師	笹 浪 満 君
建 設 課 主 幹	上 田 章 裕 君
上 下 水 道 課 長	棟 方 富 輝 君

農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	竹内雅彦君
焼尻支所長	金丸貴典君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	菅豪志君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 小寺光一君 8番 逢坂照雄君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第3、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

本日の発言順序は次のとおりです。7番、小寺光一君、1番、金木直文君、以上2名であります。

最初に、7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 第7次羽幌町総合振興計画について。町政執行方針でも触れられていたが、令和3年度第6次羽幌町総合振興計画の最終年度となり、現在は令和4年度に施行予定の第7次振興計画の策定に向けてアンケート調査等を行っている。駒井町長にとってご自身で手がける初めての振興計画となるが、これまでの10年間の情勢や動向を踏まえ、各事業等をしっかりと検証し、これからの10年のこの町の未来を見据えた計画策定が必要と考える。国政や世界の情勢、自然環境や経済などは10年前には想像できないほど変化しており、新型コロナウイルス感染症は世界中に影響を与え、町民生活や価値観にも大きな変化を及ぼしている。一方、羽幌町では10年前と比べ人口や企業も減少し、また医療体制の脆弱など不安要素もますます大きくなっている。出生者数も減少し、高齢化率は令和2年1月1日現在42.35%で北海道の平均高齢化率31.7%より高い水準となっている。また、商業施設の町有化や指定管理制度から直営での事業継続など、町政運営の大きな方向転換も行ってきた。今後もさらなる変化が予想され、町民の生活にも

直接的な影響が与えられると考えられる。

羽幌町総合振興計画は町の将来像、基本理念、基本目標を示す最上位計画と位置づけられており、羽幌町の未来を左右する重要な計画である。長期計画を立てる際には、以前の計画の評価や検証を十分に行い、10年後にどのような町になっていくのか、長期的なビジョンを具体的に描く必要があると思われる。より具体的なビジョンを描くことにより計画がより明確になり、今やるべきことが見えてくると考える。しかし、町民からはいまだに町長の進める政策や10年後の羽幌町が見えないとの不安な声も多く聞くことがある。羽幌町総合振興計画は最上位計画と位置づけられているが、町民への次期計画策定についての情報の提供や共有は現時点では十分ではないと考える。町長の考えや今後の方向性をしっかりと町民に伝えていくことがさらに必要だと考える。そこで、次のとおり質問します。

1 点目、第7次羽幌町総合振興計画の策定方針は。また、現計画からの変更点等は。

2 点目、町民アンケートの回答状況と具体的な課題とは。

3 点目、今後の策定に係るスケジュールは。

4 点目、町民参加の委員会や審議委員会、また議会との調整はどのような形で行っていくのか。

5 点目、町長が思い描く将来の羽幌町とは現時点でどのような町なのか。また、具体的なビジョンやビジョンを達成するための方法は。

2 点目、議会インターネット中継実施に係る予算措置及び協議について。羽幌町議会は今期から議会広報広聴常任委員会を設置し、町民への情報の提供や発信、より分かりやすく多くの方に読んでいただけるような議会広報の編集、現時点では延期となっているが、町民との意見交換会を開催している。また、初めての試みとして全町民対象の町民アンケートを実施し、多くの回答をいただきました。回答の中には議員や議会への新たな提案や、アイデアだけでなく厳しい意見も多くいただくことができ、今後の議員、議会活動の中で活用していきたいと考えています。議会として町民への広報広聴の機会を重視している中、議会として次年度の予算にインターネット中継とタブレット端末導入に関わる費用を要求したが、予算化は見送られました。インターネット中継に関しては、全議員の総意として3度の要求であったが、具体的な説明もなく査定結果のみが提示されました。昨年的一般質問の答弁で、町長自ら議会側と協議を行うとの答弁があり、議会側から資料を作成し、以前の問題点を解消する説明を行ったと聞いています。しかし、その中では行政側からは具体的な対案や予算に関わる説明もないまま今回も予算計上は見送られています。

また、一昨年的一般質問に対しても町民や議会が町政について関心を持てるよう効果的かつ効率的な手法を検討するとの答弁もあったが、今回の執行方針には昨年と同じ内容で具体的な事業も計画されていません。新型コロナウイルス感染症の影響で昨年は町政懇談会も行われていない中、町民の声を広く聞く機会もなく、また町広報紙やホームページでも積極的に効果的な広報の改善は行われていないと考えています。議会での町長や議員の

発言を多くの町民が早く正確に知りたいものと私は考えており、アンケート結果にも現れています。

コロナ禍で傍聴の機会が失われている中、議会のインターネット中継は大きな意義と効果があると考えています。積極的で効果的な情報発信にインターネット中継を活用することは重要であります。町長が執行方針で語られたように誠実、透明で公正、公平な信頼の高い町政運営を行うためにも今後も議会との協議、検討を進め、議会のインターネット中継を早急に行うべきと考え、下記のとおり質問します。

1 点目、議会との協議の中で町側の考え方について説明がなかったのはなぜか。

2 点目、執行方針にある町民主体の推進の方策にあるホームページを中心とした積極的な広報には、議会のインターネット中継が効果的で必要と考えるがどうか。

3 点目、新型コロナウイルス関連の予算を活用することも考えられるがどうか。

4 点目、議会でのインターネット中継や配信を積極的でない理由は何か。

5 点目、町側が考える具体的な町政について関心を持てるよう効果的かつ効率的な手法は。

6 点目、行政側や教育委員会にある既存のパソコンやカメラ、設備を使って無編集で録画中継の配信は予算をかけずに行うことも可能だと思うがどうか。

7 点目、議会のインターネット中継に行政側の人的な協力は得られるのか。

8 点目、今後の協議はどのように行っていくのか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問 1 件目、第 7 次羽幌町総合振興計画についてお答えをいたします。

1 点目の策定方針と変更点などについてであります。今年度から次期計画の策定に着手しており、現在昨年 1 2 月に実施したアンケート調査結果の分析と現行計画の評価を実施しているところであります。今後は、それらを基に役場内で組織する策定委員会や作業部会において策定方針などの設定を進めてまいりたいと考えております。

2 点目のアンケートの回答状況と課題についてであります。町民アンケートについては無作為に抽出した 1, 0 0 0 世帯に配布し、回答が 4 1 1 件、企業アンケートについては 7 0 社に配布し、回答が 3 7 件、小中高生はそれぞれ最高学年を対象に学校を通じて依頼し、回答いただいたところであり。先ほども答弁申し上げましたが、現在アンケート結果の分析を行っており、その中で具体的な課題についても確認してまいりたいと考えているところであります。

3 点目の今後のスケジュールについてであります。これまで述べましたアンケート調査結果の分析や現行計画の評価を踏まえ、策定方針や計画の骨格となります基本目標の設定などをはじめ、各施策を盛り込んだ原案を作成し、条例で規定しております。羽幌町総合振興企画調査審議会への諮問、答申を受け、令和 4 年 3 月の策定を目指しております。

4点目の町民参加の委員会や議会との調整についてであります。パブリックコメントや各課に寄せられた町民の皆様のご意見を計画に反映して素案を作成し、総合振興企画調査審議会へ諮問していくことで考えております。議会との調整については、各作業の節目で説明させていただきたいと考えており、まずはアンケート調査の分析と現行計画の評価がまとまった段階で議員の皆様にご説明させていただきたいと考えております。

5点目の将来の羽幌町と具体的なビジョンについてであります。昨今の社会情勢や生活スタイルの大きな変動の中、将来の羽幌町はもとより国内外の将来も予想できない状況にあります。現時点では本町の基幹産業であります農業や漁業が活性化することで町全体の経済に波及し、潤うことを期待しており、そのための有効な手段を検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問2件目、議会インターネット中継実施に係る予算措置及び協議についてお答えいたします。

1点目の町側の考え方の説明及び2点目の議会インターネット中継が効果的で必要についてであります。昨年6月定例会の一般質問でも答弁申し上げましたが、広報紙での周知のほか、町ホームページ上で議事録及び一般質問音声の配信を行っており、パソコンやスマートフォンでも確認できますことから、現時点においてもさらにインターネット配信がなければ議会や行政の考え方、方向性について町民に対する情報提供に支障を来している状況ではないと判断しております。このため予算を編成するに当たり、町民の生活に直接影響が及ぶ事業を優先に考えますと、インターネット配信についての優先度は低いと認識しており、また協議の中においても説明が繰り返しになりますので、議会側の説明を受けることを中心に行ってきたところであります。

3点目の新型コロナウイルス関連の予算活用についてであります。先月18日の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会でも説明申し上げましたが、国の第3次補正予算により交付される地方創生臨時交付金については、町内における経済対策と不特定多数の方々が利用される施設等における感染予防対策へ活用する考えであり、インターネット中継や配信への活用は考えておりません。

4点目のインターネット中継や配信に積極的でない理由についてであります。議会は主として議決事件を決定する機関であり、その状況を町内外へ配信することは1点目と2点目の答弁で述べましたとおり、町民に対する情報提供に支障を来しているものではないと判断しており、現時点での優先度は低いと認識しております。

5点目の町政に関心を持たれる手法についてであります。現在方面委員に配布いただいております広報紙や各種回覧などのほか、町のホームページを中心に情報を発信しておりますが、高齢化率が高い本町において、紙媒体での情報発信は今後も求められていくものと認識しております。一方、町外に対して発信する情報については町ホームページを中心に考えており、今後も発信する内容に応じて手法を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

6点目の既存の設備を使った配信についてであります、無編集のまま配信することについては議事録と違う内容で配信となる可能性もあり、問題が生じるものと考えております。

7点目の行政側の人的な協力についてであります、以前議会側と協議した際に示された内容として中継を行うためのカメラの切替え操作に職員1名の協力が必要との説明をいただいております。この件については、仮にインターネット中継が導入されることとなった場合、そのときの職員体制を考慮しながら改めて協議させていただきたいと考えております。

8点目の今後の協議についてであります、これまでの協議や答弁の中で議会側と町側の考え方が再認識できたものと認識しておりますことから、今後の社会情勢や考え方に変化があった際に再度協議させていただきたいと考えております。

以上、小寺議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1件目について、第7次羽幌町総合振興計画について再質問します。まず、1つ目の質問で方針や変更点ということでお伺いしたのですが、答弁の中では変更点については触れていないので、変更点は今回策定に関するということですが、まず確認なのですが、変更はないということで町長よろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

変更がないということではなくて、全ての作業がこれからということで考えていただければと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 確認なのですが、自分は現段階で考えると前回策定をした10年前に動き出した中と今回はかなり変更があるのかなというふうに感じています。まず、大きな理由は町長がおっしゃった中では策定方針などは今後決めていくというスタートだと思うのですが、前はまずきちんと会議をした中で方針を出した中でその後どういうアンケートにするかということで進めていったのですよね。ただ、今回についてはアンケートを先行させて方針は後でつくるよ、そこは大きな変更点なのではないかなと思うのですが、町長はどう考えますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は担当から申したとおり、今後についてこれからですので、そのところはひとつこれからという考えでおりますけれども。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 違います。これからではなくて、もう進んでいるわけですよね。

前回は方針をきちんとつくってからアンケートを含めて行っているけれども、もうアンケートは進んでいるわけです。方針は後から決めるよというのは大きな変更点ではないのでしようかという質問なのですけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現段階ではそういうことになるかと思えますけれども、全てにおきましてこれから準備していくと、アンケートを中心にやっていきたいというのは担当課の考えでございましたので。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 担当課がやるのではなくて、町長がそれを了承して進めていっているわけですよ、そうですね。前回は方針が先に決まりました、こういう組織をつくりましょうで町長は了承しているわけですよ。ということは、町長は担当課に丸投げということではないですよ。自分はもう方針は最初にアンケートをつくりましょう、それによって方針をつくっていきましようというのは大きな変更点なのではないかなと思うのですが、同じことの繰り返しなので、次に進めたいと思います。

もう一つスケジュールも含めてちょっと気になったことがあります。前回は町民参加のまちづくりはぼろ委員会というのがつくられて、町民が参加して中のメンバーの入替えはあったにしろ延べで30名近い方が関わって、それを町民の参加の大きな位置づけとして考えられて前回6次は作成されたのですが、今回はそれには触れられていませんし、あくまでも審議会だから、町民の参加がそこは減らされているのではないかというふうに自分は考えるのですけれども、今回はそれも含めて自分は方針だと思うのです。大きな転換をしたのではないかなというふうに思うのですが、いかが考えられますか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

今回はこのような状況ですので、まずなるべく人を集めないような方向でできないかなということが一つあります。それと、あと総合振興企画調査審議会のほうでもある程度の人数というのを想定しておりますので、それとパブリックコメント、あと今回実施しましたアンケート調査、これらで住民の意見は十分いただけるのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分もつたいないかと、これから10年間つくる中で特に前回はなるべく町民の声、各団体、いろんな人の声を集めてつくっていきこうというふうに自分は認識したのですが、コロナ禍であろうとそれは会議場を広くする、パーティションをつける、ある意味インターネットを使う、様々な活用ですることができるのではないかなというふうに思います。アンケートとパブリックコメントについては、資料としては、アンケートに関しては資料としてはデータとしては活用することはできますけれども、本当にこれから10年間反省も含めて、評価も含めてしっかりと町民を巻き込んだ計画にしてい

くべきだと私は思うのですけれども、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私もできる限りそういう方向でやるような話は聞いておまして、そういうふうに言っております。ただ、今申し上げましたとおりこの新型コロナウイルス感染症の中でなかなか集まれということも大変難しい問題でもありますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） だからこそいろんな手法を考えるべきだというふうに思っています。集められないのであればネットを活用する、広い会場、僕は提案していますよ。町長が広く町民の声を聞きたいということであれば、いろんな方法が考えられると思うのです。もう一つ考えられるのであれば、コロナが収まるまでは振興計画を1年間ずらしましょうか、それも一つの方法ではないかなというふうには思うのです。それは、町長がどうこの振興計画を大事に思って町民をいかに巻き込んでいきたいか、そういう気持ち次第でやり方もどんどん変わってくるのではないかなというふうに思います。

ぜひアンケートだけ、コロナのせいにするのではなくて、これから本当に最上位な計画であればあるほど町民により理解を求めるという姿勢を示すべきだと私は思っています。ぜひ町長にまちづくり、町民参加で会議をするおつもりがないのであれば改めて考えていただいて、いろいろな町民の意見を反映できる場をつくっていただきたいと思います。

また、パブリックコメントはもちろん行ってもいいのですけれども、近年何度かパブリックコメントを行っていますが、回答率はあまりないのですよね。ですので、パブリックコメントをするから町民が参加したというふうには自分はないと考えています。パブリックコメントは最終的に行うのはもちろんいいのですけれども、それを町民参加の理由には自分はないのではないかなというふうに思います。

もう一つ、スケジュールに関してですが、自分はちょっと遅れぎみなのではないかなというふうに思っています。というのも前回の計画ではかなり前から準備、会議を行っているのですが、約1年後には新しい計画をつくるということなのですが、例えば前回ですと第6次ができる年にはもう何回も広報でアンケートの結果を発表したりですとかしています。そういう町民への広報ができないということは、やはり全体に遅れが出ているのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

我々担当課といたしましても、去年着手がまず遅れたというのは認識しております。それと、残りの策定まで年明け、来年の3月策定を目標に今しているわけですけれども、その事務作業のスケジュール的にも遅れているなというふうには認識しております。今後急いで何とか策定にごぎつきたいなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） もしそのスケジュールが遅れていることが原因で町民が参加ができない計画であるのであれば、やはり本当はしてはいけないかもしれませんが、1年延ばして計画を考えることも考えられるのではないかなというふうに思います。

それと、方針が決まっていないということなので、これもご提案なのですけれども、10年間というスパンで以前はずっとやっていたのですけれども、町長の選挙に関わってそれを町政に生かす、政策に生かすためにも4年区切りですとか、あるところは5年、6年区切り、10年間を半分に分けて5年、5年、前期、後期という形でより具体的に政策が進められるように変更も含めてできるようなことも行っている自治体があると聞いています。その辺についてもまだ決まっていないということなので、そういうお考えはあったのか、今後そういうのも含めて検討をされる予定はあるのか、お伺いしたいと思います。

町長はどうでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） がちがち10年でやるということではなくて、今後の進行状況を見ながらそういったことも協議していくというふうにしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分は議会だけではなく、やっぱり町民にもこの計画が大事で、今後羽幌町がこういうふうにしていくよ、こうなっていくよというのを示す大きなきっかけとなる大事な計画だと私は認識しています。ぜひ様々な形で町民に発信する、また意見をもらう機会を今以上につくっていただきたいというふうに思っています。

それと、5番目の町長が思い描くビジョンです。まだ策定段階ということで評価もできないまま将来は見えないのかなと思ったのですが、ただここで触れられているのは、町長が6年前に選挙で町長になられて一貫していることだと思うのです。基幹産業である農業、漁業を大事にすると。ただ、もう6年たって本当にそれで、その考えだけでいいのかと。漁業者、農業者、仕事を辞める方いらっしゃいます。先ほども触れましたが、企業、お店を辞めてしまう方もたくさん出ています。その中で6年間たったけれども、町長はそこを大事にすると言っていたけれども、結果として自分はそれがうまくいっていないのではないのか、うまく進んでいないのではないのかというふうに私は思うわけです。町長はこれからもそれを大事にしていくという気持ちですので、もちろんいいのですけれども、現実とあまりにも理想がちよっとずれているのかなと思うのですが、その辺6年間この方針でやっ

てきて、その成果どのようにお考えになっていますか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員の再質問で、6年間やってきて一次産業の振興ということでいいのかと、あまり効果はないのではないかというご意見と、それに対するご質問ということであろうかと思しますので、私はこの新型コロナの中でさらに一次産業、農業、漁業を中心とした中で町全体の経済に波及していただくということは今後も必要だろうというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 私は、必要ないということはないのです。町長が考えるのはもちろん理解できます。ただ、それが現実社会として成果としてうまく浸透していないのではないかとというふうに考えるわけです。例えば漁業にしても大型船が廃業されたり、お店も今月で辞める飲食店もあります。それはコロナだけではなくて、もしこれがうまくいってれば、潰れる会社は少ないわけです。なので、その辺6年そういう思いでやってきたわけですから、その成果はどのように考えるかということをお伺いしているのです。成果はあったのか、それとも成果は十分ではなかったのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 成果はどうかということでございますので、私としては現在も農業も90件ほどですか、漁業も残って135件ほどでしたか、正確な数字はちょっと今はつきりしませんが、そういった形で残っておりますし、規模拡大と現状ではその業界において必要な施策等も鑑みながら続けてきて、成果はあって現在きているというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分としては、もしその思いがこれからも、もちろんそこを排除しなさいということではないのです。そこをもっとよりいい方向にするために、やっぱり現実を見て方向転換することも大事なのではないかなと思いますし、町全体の経済波及を今後検討していくというのは、いや、6年もたってまた検討していくのかなというふうに思いますので、振興計画にも町長の思いも入ってくると思いますので、今の段階では行政が主体となっていくようなイメージなので、ぜひ自分は町民主体、町民が中心となる計画をつくっていただきたいという願いを込めて今回質問をさせていただきました。ぜひいい計画をつくるために議会ももちろん協力しますし、町民の方にも協力を求めてよ

りよい計画をつくっていただきたいというふうに考えています。

続きまして、議会のインターネットに関わる予算措置についてお伺いします。まず、議会の協議の中の説明がなかったということなのですが、町の考え方についてはもう伝えてあるので、その話合いの中では話をしなかったということをおっしゃっておられますが、この会議は大前提として町長が議会と協議をしたいというところから始まったと思っています。今回最後の質問にもあったけれども、今後は何か変更があったら協議しますよ、あまりにも一方的な判断なのではないでしょうか。いかがお考えですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今後も新たな考え方等で協議を申し込まれば当然受けたいと思っておりますし、現時点では必要性を言われるだけで、その内容的にはそんな変わらないのかなど。逆に1人作業員が必要だろうというような話でございましたので。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） この協議は、もちろん自分は協議したほうがいいと思いますという話はしましたが、スタートは町長が今後議会とも協議していきたいというところから始まったのです。そして、昨年6月、最後2日間に及んだ一般質問ですけれども、協議はこれから進めたいというふうに考えております。具体的なものについては今後ご相談申し上げたいと。町側が相談したいと呼びかけたこの会議です。しかし、何も返答がない、議会側からこの日はどうでしょうかと書類は全て議会がつくって説明をしました。ただ、その中では何も町側から相談されたこともないですし、今回の答弁にあるように広報がいいだとか、そういう話も一切ない中、今後は議会が協議したいのだったら協議しますよということはいくらにも一方的ではないでしょうかという質問なのです。スタートは町側から協議がしたい、相談したいというところから始まったわけです。それを急に最後に変化があればまた協議しますよというのはおかしいのではないですかという話です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ネット配信自体は町が要望したわけではございませんし、今回も書いてあるように議会側の全員の総意だから町もそれに乗るよということでも始めて、そういった中で今回も申し上げておおり、町としては発信するのにその優先度でいきますと大変低いということには変わらないわけですので、そういった中で予算はほかのものにつけさせていただいたということもございます。そして、協議につきましてもご相談を受けましたし、11月の時点につきましては大変失礼だったかとは思いま

すが、すぐ12月の定例会も控えていたというような状況で、協議が足りなかったということについてはおわびを申し上げたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、もう一度改めて聞きます。

先ほど協議がきちんとできなかった理由をおっしゃられましたけれども、もう一度なぜきちんとできなかったのか、その理由を、休憩していただいてもいいですか。どう伝えていいか分からないですけれども、先ほど理由があったと思うのですが、それ以外の議会との協議についての理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 11月に説明を受けましたが、以前とそんなに変わらないと。ただ、留萌の説明の中であったということでございまして、町としては先ほども申し上げましたとおり、優先度については低いということに変わりはないということでございませう。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、11月の時点でそういう方針が決まっていたなら、なぜその協議の中で町のあれを伝えなかったのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その時点では担当課とよく話をして返事をしたいというふうに思っておりましたので、それがちょっと遅れた、そのままになったということで大変申し訳なく思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 遅れたことを申し訳なく思うのか、いまだに議会にはきちんとした説明はないわけです。今回質問したからこういう答えが出てきましたけれども、自分もし質問しなかったら、きちんと理由を言う気はなかったのでしょうか。

今回言われた内容のほかにも予算化しない理由というのがあったと思いますが、具体的にどのようなことなのでしょう。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほど申しあげました理由でございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分は査定結果、査定の考え方という資料を見てお伝えするのですが、今回触れられていない中で道内の導入議会も少なく、視聴数が低いこともあり現時点では緊急性が高い事業ではないため見送りということを査定の考え方として見ているのですが、今回の答弁には何も触れられていないと、そういう説明もなかったのはなぜでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ちょっと失念して書くの抜けたのではないかと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 私の一般質問の中でもう3回も失念されているわけです。今回だけではないのですけれども、失念して一般質問の答弁には載せなかったということで本当にいいのですか。失念、うっかり忘れたということですよ。議会はあくまでもうっかり忘れた一般質問ということでいいのでしょうか。町長はそれでよろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私としては、査定の考え方と答弁との整合性につきましては、予算査定の回答の中で他町村の導入状況が低いということを理由の一つに挙げておりましたが、そのことも含めて今回の答弁の内容となっているということでご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 失念されているので、しょうがないとは思いますが、先ほど今の答弁の中で他町村の視聴率ということでどこの町村を示しているのか、その辺具体的な客観的な情報を教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

具体的にどこどこの町村ということではなくて、毎年全国町村議会議長会のほうで調査なさっていると思います。その結果が公表されておりまして、全道で何%、全国で何%というふうに公表されておりまして、その中でまだ低いというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） その中で町長は判断されたと思うのですが、どうなれば、どこが基準なのでしょう。どの辺まで上がれば本町も導入しようというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私としては基準を持っているわけではございませんので、予算を執行するに当たって町の優先度合い、議会の広報の優先度合い、それから議事進行の発表といたしますか、そういうものに対する優先度としては低いということでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それは、ちょっとおかしいと思います。査定の考えの中で導入実績がないですとか、そういうのを触れられているわけです。触れられているのにそれは基準はなく、なぜそれを査定の考え方の中に入れていたのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 基準がどこどこというわけではございませんが、参考資料として低いということを申し上げております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 低いというレベルが分からないのです。基準がないのに低いも何もないわけですよね。例えば管内で考えてある程度今は何個か分かりませんが、そういうものが町長の中にあるから低いということで、具体的な情報がない中で低いというのは査定の考え方としてはおかしいかなというふうに私は思うので、再度聞きます。実績どの程度見込まれると低いという判断にはならないのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 同じ質問でございますので、同じ答弁になろうかと思えます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 具体的な根拠がないと、数字のデータもないと。そこで、町長の主観的な判断で低いということだけで判断されたというのは、とても遺憾に思います。

続いて、時間がなくて、進めたいと思います。私の考えとしては、町民主体ということを進めるためには、インターネットの中継が議会としてはやっぱり必要だと思うのですが、その答弁の中で議会は主としてということではありますが、議決機関であるので、町民に対する支障は来していないというふうに触れられております。議会は議決するだけの場所ではなくて、協議の過程も含めて、このやり取りも含めてとても大事な場だと思うのです。町長はこの議会の場、先ほど失念もありましたし、訂正もありましたし、事実と異なることもおっしゃったこともあります。やはり協議過程が大事だと私は考えますが、町長はこの議会について単なる議決機関、本当に町民に知らせる必要はないというふうにお感じになっていらっしゃいますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 町民に知らせる必要はないと思っているわけではございませんので、議決ということは非常に大事だということは、これは議会の大前提でなかろうかと思えます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分は議決だけではなくて、この過程も必要なのではないかと、過程もきちんと伝えることが必要なのだと私は思うのですが、町長はいかがでしょう。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 過程につきましては議事録というものが必ず載りますので、それで足りるのではないのでしょうか。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 先ほど違う質問の中でも、町民には議事録とか音声の配信で十分ではないかということを書いていらっしゃいますが、音声の配信も議事録の公開も議会として、議会の取組として行っていることなのです。町長が決めて音声を配信しなさい、しては駄目、議事録は公開しては駄目、そういうことを決めるものではないのですよね。それは、議会として今何が町民にとって必要か、それをどうしたら実現できるかということをお話しているわけです。なので、今回の答弁で素直に感じられるのはインターネット配信をしたくないのではないかと、そこ、インターネットはしないという前提での答えなのかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。しない、したくない、そう感じていらっしゃると私は思うのですが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は先ほど来申し上げておおり、必要度合いにおいては優先度が低いということでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ということは、町民にはインターネット配信を含めて消極的であるというふうには私が見えます。もっと知ってほしい、できれば自分は傍聴にたくさん来てほしいと思います。でも、いろいろな都合で、特に羽幌町は島もありますし、お年寄りが全てとは思いませんけれども、自分は高校生でもいろんな世代の方に聞いていただきたい、見ていただきたい、関心を持っていただきたいという提案ですし、議会、議員の総意でそういうふうにしたらそれが実現できるかという話をしているのですが、町長の答弁はもうしないを前提の回答ばかりで、その前もそうですよね。しない、したくないで、その理由は毎回変わってきます。それに対して議会としては様々な資料を提供しても最終的にはやらない、やれない、優先順位が低い。自分は、いかに町民が望むものを効果的に実現できるかというのを提案しているわけです。町長は、したくないということではないのですよね。それは確認です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申し上げましたように、優先度が低いという考えでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分は今一つ積極的でない理由に紙媒体もあると。私は紙媒体が駄目とは言っていないのです。紙もあり、インターネットもあり、ホームページですね。

そして、次に動画の配信もありということで、よりよい情報を、よりよい方法を町民に提供するのが議会の務めだと思っています。紙媒体を否定しているものでもないですし、現状のホームページを駄目だということではなくて、もっといい方法を、それを話し合うための議会との話合いの場だったのではないかなと思いますし、その協議も今回はもう止めるような話でしたけれども、私が聞く限りでは11月の段階では今後もこういう話を続けていきたいと思いますということだったと思うのですが、その事実確認はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時17分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

11月の協議のときのたまたま私のメモなのですが、そのときに協議の一番最後のほうで森議長のほうから、今回の協議につきまして議会のほうで全員協議会のほうに持ち帰って説明するというので、その後そのときの協議したメンバーだけに限らず、また必要があればそれぞれ担当課のほうに直接行って話を聞いたりですとか、そういった協議をするということで、そしてまた必要があればいつでも呼び出してもらえれば時間が合う限りということでもいいですよという、議長のほうからそういう話があってその会は閉められております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それに対して町長は何も、僕も議事録というかメモもないので、いや、これで区切りますよ、社会情勢が変わらなければ、考え方が変わらないと再度協議しませんよというふうな答えはないわけですよ。あったのでしょうか。そこはどうなのでしょう。もうしないよというふうに町長は思われたわけですよ。その事実はないということではないかなと思うのですが、ということは継続的に協議は続ける。それに異論があれば今回みたいに、そういう説明はその時点ではなかったわけで、やっぱりそこでは協議の中でもしそういう思いがあるのであれば、伝えるべきだったのではないかなと思うのですが、町長はいかが思いますか。今の課長が調べてくれたその話合いの内容を聞いてどう考えますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私としては、先ほども申し上げましたかもしれませんが、町側としても何らかの答弁といいますか、投げかけなければならぬ部分もあつたらうし、議会側の委員会からも問合せがあればまた会わなければならないというふうなつもりでは、考えではおりましたけれども。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そういう考えがあったのに、今回に関して最後の質問では町長はもう協議しないと。それは、考え方や社会情勢が変わらない限りというふうに受け取れます。そこに今後今言ったのとは大きく変わりますよ。今後も、そうしたら協議は続けるということでもいいのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 最初の答弁でも8点目のということで、今後の協議についてありますが、これまでの協議や答弁の中で議会側と町側の考え方が再確認できたものと認識しておりますことから、今後の社会情勢や考え方に变化があった際に再度協議していただきたいと考えておりますというふうに申しております。拒否しているような考えは、私は持っておりませんが。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 拒否というか、前提をつけているわけです。今後の社会情勢や考え方の变化があった際という条件をつけているのですが、それは関係なく先ほど常任委員会ということもおっしゃいましたけれども、委員会が要請すれば町長なり担当課が話す機会を町長は設けてくださるといいのですよね、前提条件はなしに。どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

前提条件なしにとか、そういうことではなく、現時点で双方の考え方というのはそれぞれ確認できていると思います。それをもって予算としては現時点では優先度が低いというふうに考えているわけでありまして。それで、また議会からもカメラ3台置いてですとか、具体的な提案もございました。それらも含めて何か考えというか、新しい考えが出てきたというときにはまたご相談いただきたいなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） もう何度も言って申し訳ないですけども、大前提は町長が相談したい、協議したいということから始まったと思っています。前提なしにというか、答弁の中でそういうふう書いてあるので、もしも議会側が今後協議したいですよといったときに、いや、考え方が変わっていないというふうに言われたら協議はできないわけで、またそれぞれの考え方が確認できたということを町長言われてはいますが、本当にそうなのでしょうか。議員誰に聞いて確認できて、あくまでも町長が確認できたと認識しているだけで、まだ町側は十分に確認できていないのではないかなと私は思うのですが、町長いかがお考えですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議員最初の質問の中で述べておられるように、特別委員会があるわけですから、その中で特別委員会が申出があれば私は……

(何事か呼ぶ者あり)

○町長（駒井久晃君） 特別委員会と申し上げましたが、常任委員会の誤りでしたので、訂正させていただきまして、その中で申出があればお会いして協議なり、お話を聞くなりするつもりでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時26分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分は議会、先ほども少し触れましたけれども、議会は町民の思いを形にする場だと思っています。それぞれの議員は町民の思いの代弁者であり、いかにその町民の思いや希望をかなえるかを議論している場だと思っています。先ほども言いましたが、議決だけではなく協議の内容を知らせることも議会としての責任として行うべきだと私は考えています。このやり取りを聞いて、今の羽幌町、駒井町長を含めて町民主体、町民が主語で町民に対してどうなのかということの答弁が少なかったように思います。それは行政としてとか、町長が、私がということで町長主体のまちづくりになっているのではないかなと危惧しております。

最後の質問ですが、議会が行う広報活動については、まず町長はご理解していただけるのでしょうか。また、予算を伴わない形、方法でのインターネット配信についても同意、了承、理解いただけるのでしょうか。これを最後の質問にしたいと思います。

お願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そのご質問には先ほど答えておりますので、答弁は同じでございます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時31分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議会の広報については今までも行っておりますし、今後もそれで構わないと思っておりますし、予算の伴わないものについては6点目の答弁で申し上げましたように、議事録とそごがないような形であればというふうに思っております。

が、その部分についても議会のされることをございますので、町が口を挟むということにはならないと思っておりますので、そういう点にだけご留意をいただければと思います。

○議長（森 淳君） これで7番、小寺光一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、私から大きく2点について質問いたします。

まず、子供医療費の無料化拡大について伺います。昨年の10月から11月にかけて羽幌町議会が実施した町民アンケートでは、子供医療費の無料化について196人が回答したうちの183人がその必要性を評価し、高い関心のある施策であるという結果が示されました。令和元年9月定例会一般質問においても、高校生までの無料化拡大を求めてきましたが、高校生の子を持つ保護者の経済的支援として有効との認識を示しつつも恒久的な財源が必要となる事業であり、幼児教育の無償化や国保事業に係る影響など、総合的に精査しながら判断していきたいとのことでありました。医療費無料化拡大への必要財源として、近年増加傾向にあるふるさと納税による応援寄附金や地域福祉基金などを利用しながら、町民アンケートでも要望の声が高い子供医療費の無料化拡大を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、大きな項目2点目です。特別障害者手当の周知と今後の対応についてお聞きします。特別児童扶養手当等の支給に関する法律では、精神または身体に障がいをもつ二十歳未満の障がい児と二十歳以上であって著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に手当を支給することが定められています。昨年12月2日、衆議院の厚生労働委員会で特別障害者手当の周知が不十分で、自治体によっては受給できていない例があると問われ、厚生労働大臣は周知することは大変重要だ、国が示す障がい程度の認定基準、これに従って各医師の診断書という形で判断をすることになっておりますが、しっかりこれからも周知するように我々としても努力してまいりたいと答えています。特別障害者手当は、障がい者本人や配偶者、扶養義務者の所得制限があるものの、障害者手帳を持たない要介護4や5の人でも該当するケースがあると言います。これまでの羽幌町での周知や広報の状況、相談や申請の実績、今後の対応などはどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問1件目、子供医療費の無料化拡大についてお答

えいたします。

令和元年9月定例会の一般質問でも答弁申し上げておりますが、医療費の無料化拡大については高校生がいる世帯への経済的支援として有効との認識は持っておりますが、恒久的な財源が必要である事業であることから、他の事業なども含め総合的に判断してまいりたいと考えており、現時点においても実施を見送っているところであります。また、ふるさと納税まちづくり応援寄附金や地域福祉基金の活用についてであります。ふるさと納税については近年増加傾向にあるものの、単年度の寄附金額については変動があり、不確定要素があることから、地域福祉基金については将来的に福祉関連の施設建設や大規模改修に活用を見込み積立てをしておりますことから、財源として利用可能かどうか今後検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問2件目、特別障害者手当の周知と今後の対応についてお答えいたします。初めに、特別障害者手当は在宅の二十歳以上の方で精神または著しく重度の障がいのため日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給される手当であり、北海道が支給認定を行っているものであります。本町における周知等についてであります。特別障害者手当を含む各種制度を分かりやすくまとめた暮らしのガイドブックを作成しており、障害者手帳交付時に配付し、情報提供を行っております。また、町内では現在2名の方が認定を受けておりますが、障害者手帳を持たない方でも該当になるケースもありますことから、引き続き北海道と連携を取りながら制度の普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、再質問させていただきます。

この高校生までの医療費の問題、一般質問で取り上げるのは平成27年の6月定例会以降私は4回目になるかと思えます。北海道では毎年乳幼児等の医療給付事業の拡大状況を発表していましたが、最近は発表していません。それで、前回の資料を基にまだ空白になっているところを自分なりにその自治体のインターネット、ホームページを開いてある程度、全部ではありませんけれども、主立ったところを調べてみるとやはりこの間にも増えています。町村では144町村あるうちの過半数を超えました。前回1年半前の9月定例会での答弁とほとんど同じといいますか、総合的に判断をするということで回答としては同じものをいただいています。

前回はその恒久的な財源も必要だという指摘もありましたので、私なりにこういった財源が使えるのではないかと考えて2つの具体的な財源を提示しながらお聞きをしました。およそ年間500万円前後あったらできる事業ではないかと、前回もそのような答弁だったと思えます。この福祉基金は、現在3億1,000万円ほどあると思えます。令和元年の決算資料から拾いましたけれども、3億1,000万円の福祉基金。そして、まちづく

り応援基金も最近は増えているかなという印象にあります。ちなみに、この給付金は今年度幾らぐらいなのか、ざっとでいいのですが、分かりますか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

今年度まちづくり応援寄附金、先月2月末現在なのですけれども、はっきり数字は言えません、1億4,960万前後だったと思います。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） たしか数年前は何千万円かだったのがやはり増えているのだという印象を受けています。年間500万円ぐらいの事業となると思いますので、その福祉基金の3億全部使えとは言いませんけれども、そしてふるさと納税のこの部分でも全額返礼品とか必要な経費が当然差っ引かれますから、そのうちの半分ぐらいが自由に使える部分になるかなと思いますけれども、それなりの財源にもなっていると。それで、この地域福祉基金については建物等の改修等に考えているということなのですが、大分前になりますか、もう10年以上前になるかと思いますが、以前羽幌に母子会がありまして、母子会が解散するに当たってその剰余金です。会が持っていた剰余金、ぜひとも子育てのために、子育ての事業に役立ててほしいという思いも込めて町に寄附されたと聞いています。その基金がこの地域福祉基金だろうと私は思うのですが、そういう認識でそのときが恐らく、記憶ですけれども、7,000万円ぐらいあったはずだというふうに当時の関係者からも聞いているのですが、その辺の事実関係、この基金をいただいている福祉基金に積んであるというようなことをちょっと確認させていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、母子会に関する寄附についてはこの福祉基金に積み立てている状態であります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それで、一応財源もそれなりにあるというふうに私は判断するのです。この事業を高校生まで拡大するというにしても、大体年間500万、10年間続けたとしても5,000万円あればできると。

この福祉基金のその使い道です。福祉基金のその設置目的には、在宅福祉の普及及び向上、健康及び生きがいづくりの推進、その他地域福祉の推進を図るための事業に要する経費並びに民間団体が行う事業の支援に要する経費の財源に充てるためと、そのための基金なのだということではありますが、母子会の方々のそういう熱い思いを考えれば、その寄附してくれたお金はもう基金に入れたわけですから、別に色がついていたり、名札がついているわけではありませんから、あくまでも基金としてのお金ですけれども、思いも酌んで、そういったものも財源にしながら当面は運用できるのではないかなというふうに私は思うのです。この問題では、子供の医療費をどうするかというのは国の制度だというのは道の

見解ですけれども、国の制度だということではなかなか道も拡大をしてくれないのですけれども、そういう要望を出すたびに知事から国のほうに発信をしたいというふうに言ってくれます。そのうち道のほうでも国の制度が拡大されたり、道の予算が増えたりすれば町の持ち出しも減ってくるわけですから、十分にそういったことも見越しながら、ぜひとも今すぐここで分かったとはならないとは思うのですけれども、今後の中で検討するというようなことにならないのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

基金については年々減っていくことになると、将来的に施設等を建てる時の財源確保にもちょっと利用したいという考えがございますので、ふるさと納税等も含めまして、今後町長の答弁でもおっしゃっておりますが、財源確保に利用可能かどうかも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） やはり検討という域を脱してはいただけないのですけれども、人口が3万3,000人の北のまち稚内市ですけれども、去年の8月から高校生まで拡大をしました。高校生まで無料化を去年の8月からスタートさせました。当面応援寄附金を使って実施するようではありますが、委員会の中で、これを審議する委員会で応援寄附金なくなったらどうするのだというふうに問われた市の担当者は、普通交付税が手だてされている一般財源を使うというふうなことまで、そういう姿勢を明らかにしてでもやはり実施をするという決意に私は敬意を表したいと思うのです。人口から単純にすれば羽幌の5倍ですか。ですから、恐らく稚内なら2,500万円ぐらいかかるのかなと思いますけれども、こうした稚内市の当局なのか、市長が大体そういう公約を上げて前回選挙に出られたようなことだったと思いますけれども、その市の段階でもやはり状況を見てきちんとそういう大きな判断をされているということがあります。

羽幌町の議会で2年前ですか、十勝の上士幌町を視察させていただきました。この上士幌町は天売出身の方が町長をされているということもあって非常に有意義だったのですけれども、この町も子育て支援の町ということの一つの売り物にして取り組んでいるのだけれども、今や近くの町、大概の町、高校生まで無料化にしてしまったと、全然もう差がなくなると、次の手をどうするかということが今課題なのだというふうにもおっしゃっていたのが非常に私は印象に残っています。ぜひとも我が町もこういったぐらいのところまでぜひ思い切って判断をしていただければと。そういう検討も1年半前と同じ検討をしていきたいではなくて、いつ頃までにはこういう方向で考えていきたいのだというようなところまで答弁をいただけないものかということを決断してもらいたいのですが、町長いかがですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大変金木議員の熱い思いは伝わりましたが、残念ながらと

いいですか、やはり恒久的な財源につきまして非常にまだ不安定な部分と、そういう不安材料がありますので、もう少し検討の時間をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） 私もこの問題ずっと取り上げて6年越しで4回目の質問になるのですが、引き続き私も折れずに何回でも声は出させていたきたいと思います。

次に、大きな2番目のほう、特別障害者手当のほうに移りたいと思いますが、今回特別障害者手当という非常に細かなピンポイントの名称の事業をピックアップしましたけれども、一般的には障害者手帳とか障害者年金というのは大体ほとんどの人が知っておられるだろうと思うのです。例えばこの障害者手当というのはあまり知られていないと。実は私も今回初めて知ったというところであるのですが、もしもこの手当が支給の対象となるかもしれないという人が知らないままで過ごしていたら、これはまずいだろうなということであってちょっと取り上げさせていただいたのです。

答弁書で暮らしのガイドブックを作成していて、この中に恐らく説明されているのだと思うのですが、この暮らしのガイドブック私もちょっと見た記憶がないのですけれども、障害者手帳が交付されるときにだけ配付されるものなのか、一般の人が目にするようなものではないのか。例えば私が後で行って1冊下さいと言ってももらえるようなものなのかどうか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

これは、羽幌町本町において作成しているものでありまして、希望があれば配付することは可能と考えております。現時点では、基本的に障害手帳を初めて交付される方に対して、障がいを持つ人のための暮らしのガイドブックということで利用できる制度等を周知しているところであります。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） あと、そのガイドブックのほかに広報はぼろというものもありますから、その中で例えばこの特別障害者手当のことについて最近、一番直近でいつ頃紹介しているとか、お知らせしたよとかというところが分かれば、いつ頃でしょうか。お願いします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

すみません、現時点ではいつ頃ということはちょっと認識しておりませんが、しばらくの間は更新しておりません。この特別障害者手当については周知して、ホームページ等、広報等で周知は実際はしばらくの間はしていないと認識しております。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） 私もちょうと調べてみたのですけれども、七、八年ぐらい前の広報はぼろには確かにそういう、あったと思うのですが、それ以降ないのかなと思いますと。

実際支給が認定されたら月額幾らの手当が支給されるのか、その辺も分かりますか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

実際支給に関しては北海道の事務ということでございますが、うちで今把握しているのは特別障害者手当につきましては月額2万7,200円かなと思っております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。現在2名の方が町内におられるということなのですが、あまり細かく聞くと個人情報にもなってしまうかと思うのですけれども、この方は障害者手帳を所持されている、持っている方ということではないのでしょうか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

障害手帳を持っている方でございます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 私今回分かったのは、その障害者手帳を所持していなくても対象になるよというのが国会の中でも明らかにされていまして。こういった問題の問合せの窓口は福祉課の社会福祉係だということだと思うのですけれども、高齢者で要介護になって4あるいは5の人でも対象になる。もちろん障害者手帳を持っていないでも要介護認定4でも5でも対象になり得るケースがありますよということのようなのです。となれば、福祉課よりも健康支援課であったり、地域包括支援センターの保健師さん等がより密接に関わってくるだろうと私は思うのです。この制度について、その福祉課以外の関わるであろう健康支援課や保健師さん等のほうでもこの制度について精通されているかどうか、あまりよく知らない実態がないかどうか、大変高飛車で失礼かもしれないのですけれども、その辺の実態はどうなのでしょう。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

制度内容としては知っていると思いますが、今までその要介護4、5に対して周知とかの実績は恐らくないと思います。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） そこで、ぜひとも今回質問した趣旨に戻るわけですが、この制度は要介護4か5で、しかも施設に入っていたら駄目なようなのですよね。在宅で4か5を介護している場合ということのようです。となれば、非常にもう何十人も何百人もいることはないだろうと。せいぜいいてもほんの5名なのか10名なのか、そのぐらいの程度かな、羽幌町で言えばその程度なかなと思いますけれども、たとえ少数であろうとやはりこういう制度がありますよもし認定されれば、こういう手当があるのですよということは漏れなく福祉課なり、あるいは健康支援課なりの保健師さん等からちゃんと伝わるように周知していただきたいと思いますということを答弁もいただいているのですが、間違い

なくやっただけですということを確認させていただきます。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

町長の答弁でも申し上げておりますが、実施しております北海道と健康支援課と協議をしながら在宅で4、5の該当になる可能性があるということですので、周知は行っていきたいと思っております。

○議長（森 淳君） これで1番、金木直文君の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第1号 令和2年度定期監査報告（第3次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和2年度定期監査報告（第3次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、平山監査委員との合議によるものであります。

1ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、令和3年1月18日から1月26日までのうち5日間にわたりまして、商工観光課、建設課、農業委員会、農林水産課、上下水道課の5機関を対象に、平山監査委員とともに実施をしたところでございます。

監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務につきましてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。以下、12月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。最初に、農業委員会について申し上げます。（1）、農地法等に基づく取扱い処理状況であります。耕作目的によ

る権利移動等の処理件数は合計77件となっております。

次の(2)、農業者年金受給状況では、受給者数は合計で126人となっております。

(3)の契約状況は説明を省略させていただきます。

3ページを御覧願います。農林水産課について申し上げます。(1)の農林水産業振興事業補助金交付状況では、合計件数は37件で、補助金額は5億602万4,933円であり、昨年に比較し約3億5,000万円増加しております。これは、新型コロナウイルス対策支援事業による増もありますが、主な要因は国庫補助事業であります米穀集出荷貯蔵施設建設に係る補助金約3億1,000万円の増によるものであります。事業の完了は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等の影響により来年度となる見込みであります。今年度の補助金の交付はありません。なお、補助事業全体の交付済額は1億8,195万8,284円となっております。

(2)、契約状況の①、物品購入・修繕から、次のページの③、工事請負費までにつきましては御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

次の(3)、漁村環境改善総合センター利用状況につきまして、これは今年度は昨年度と比較し、合計で4,425人減少しております。これは、昨年羽幌藤幼稚園の園舎改築に伴う代替施設として約4,300人の園児等が使用したことが主な要因であります。

5ページを御覧願います。(4)、焼尻めん羊育成管理状況であります。昨年度の第3次定期監査後に焼尻めん羊管理状況において飼養頭数が実態と著しく乖離していることが判明したことから、令和2年5月25日から6月30日の期間で随時監査を実施し、監査の結果につきましては7月13日付にて羽幌町議会議長及び羽幌町長宛てに随時監査報告書を提出しております。併せて8月3日招集の第7回羽幌町臨時議会において報告を行い、地方自治法第199条第9項及び羽幌町監査委員条例第9条並びに羽幌町監査基準第17条の規定により、8月7日付にて公表をしているところであります。なお、報告の中で焼尻めん羊の実数の把握に当たっては、担当課に令和2年11月実施予定の駆虫処理時に耳標での個体確認を求めており、その証拠書類等により定期監査において再度精査するとしております。今回の監査においては、そのことを踏まえ実施をしております。

初めに、焼尻めん羊の個体確認ですが、職員4名によりまして令和2年11月9日に駆虫処理及び耳標確認、11月10日に確認記録と証明書の突き合わせを行っております。併せて10日と11日で個体データの整理をするとともに、令和2年11月9日に存在する綿羊を全てデータベース化し、マスターデータが作成されております。監査においてこれらの内容を確認した結果、焼尻めん羊マスターデータは正確に作成されており適正なもの認められました。また、担当課から監査時に焼尻めん羊牧場、めん羊適正管理のための方策についての報告を受けております。

報告の内容につきましては、1点目は既に作成されておりますが、めん羊のデータベース化です。マスターデータは農林水産課農政係及び牧場飼育員間で共有し、牧場飼育員からの月末の飼養移動報告を基に更新する。

2点目は、毎年度の駆虫処理時に農政係及び牧場飼育員の複数人立会いの下、飼養頭数を把握するとともに耳標と血統登録証明書等を対照し個体の識別を行う。

3点目は、血統登録証明書等は原本を農政係が保管し、写しを牧場に据え置く。なお、肉用または種畜用として出荷する際は、農政係により綿羊積載車両の個体を証書原本と照合し確認する。

以上であります。報告された方策も併せ、適正な管理体制の確立をお願いいたします。

それでは、管理状況の表を御覧願います。なお、今年度からの報告書の基準日につきましては正確性が担保できる個体確認月の11月末日としております。また、移動につきましても飼養移動報告書に基づき月ごとに記載をしております。今年度は、昨年訂正されました令和元年12月末の180頭から17頭増の197頭となっております。内訳につきましては、下段の表を御覧願います。出産による増は111頭、種畜売却が2頭、肉羊売却が51頭、へい死が41頭となっております。

次に、6ページをお開き願います。商工観光課について申し上げます。(1)、資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額7億円に對しまして利用件数は合計62件、融資残額は2億4,680万8,000円で、利用率は35.26%となっております。

(2)、契約状況につきましては御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

7ページを御覧願います。次に、(3)、ハートタウンはぼろ収支状況であります。収入額2,592万6,912円、支出額2,262万6,109円で、収入額から支出額を差し引いた形式収支は330万803円となっております。

次の(4)、焼尻発電所運転保守業務受託事業につきましては、保守業務委託の契約金額は4,697万6,600円であります。なお、営業・配電事業及び諸費用につきましては実績精算額となっており、収入済額の合計は3,789万9,695円であります。

次に、8ページをお開き願います。(5)、令和2年12月末現在の商工観光振興事業補助金交付状況であります。合計件数は201件で、内訳は労働関係2件、商工関係26件、観光関係4件、また新型コロナウイルス対策事業分につきましては外出しをしております。商工関係168件、観光関係1件であります。今年度新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の対応により、観光事業では羽幌甘エビまつり、天売ウニまつり、焼尻めん羊まつりなど羽幌町の主要観光事業が中止となっており、通常の補助事業の件数及び補助金は約20件で1,300万円の減となっております。一方今年度新型コロナウイルス対策に係る事業継続支援事業補助金として、商工関係につきましては離島観光事業に交付件数15件300万円、飲食店等事業で62件、1,240万円、追加分が52件で520万円、旅館業等で22件440万、また休業要請協力金17件340万円、合計で168件、2,840万円の補助金が交付されております。観光関係におきましても、新型コロナウイルス対策指定管理事業継続支援金として1件で3,000万円の補助金となっております。

(6)、観光施設等入り込み状況では、新型コロナウイルスの影響により昨年度同期と比較し、4万5,482人減の11万7,771人となっております。

(7)、観光イベント入り込み状況ですが、全て中止となっております。

9ページを御覧願います。建設課について申し上げます。1、建設港湾事業の(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりでございますが、③、工事請負において、土木の衛生関係工事につきましては、昨年度平成30年度からの継続事業でありました産業廃棄物埋立て処分場建設工事が完了し、今年度は産業廃棄物安定型最終処分場埋立て工事が契約金額1億4,630万円で令和4年度までの継続費を設定し、契約がされております。なお、今年度の事業分は4,818万円となっております。

また、橋梁関係では寿3線橋補修工事ほか1件で1億861万4,000円で昨年度と比べ9,334万6,000円増加しております。なお、土木全体での契約金額は約1,640万円減少しております。建築におきましては、合計で昨年度より約4億2,170万円減少し、1億2,739万1,000円となっております。これにつきましては、平成30年度、令和元年度の継続事業であります羽幌町武道館建設工事が完了し、令和元年度分の工事請負費2億9,072万6,000円などが減少したことによるものであります。

次の10ページをお開き願います。(2)の道路占用許可状況は、説明を省略させていただきます。

(3)、建築確認申請状況であります。12月末現在の新築及び増築を合わせた件数は4件で、現時点におきましては表の右下、増減欄で新築は10件の減、増築は2件の減、合計で12件の減となっております。

11ページを御覧願います。(4)、町道舗装整備状況につきましては、実延長、舗装延長及び舗装率につきましては、昨年度と変わりはありません。

(5)、町道除雪計画であります。道路、歩道延長及び除雪委託延長も、前年度からの変更はありません。

12ページをお開き願います。上下水道課について申し上げます。1の上水道、(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりでございます。③の工事請負は昨年度とほぼ同額の7,010万3,000円となっております。

次の13ページ、2の下水道事業、(1)、契約状況の③、工事請負費につきましては、前年度より1,365万3,400円が減少し、1,955万8,000円となっております。これは、オシリウシナイ第1排水区管渠布設の工事費が前年度より減となったことなどによるものであります。

14ページをお開き願います。(2)、水洗便所等改造に関する状況の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。表の次に平成14年度から令和2年度までの年度別水洗便所改造戸数を記載しております。前年度と比較しますと14戸減少し32戸で、累計では2,088戸となっております。②、資金あっせん状況では、令和2年度における1

2月末現在での貸付けは1件、80万円で、累計では37件、貸付金額の総額は2,593万円となっております。次の15ページを御覧願います。③、補助金交付状況であります。各世帯及び集合住宅等の合計件数は18件で、補助金交付額は385万円となっております。

次に、3、簡易水道事業の(1)、契約状況につきましては、内容は記載のとおりでありますので、御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上で令和2年度第3次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(森 淳君) これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

8番、逢坂照雄君。

○8番(逢坂照雄君) 1点ちょっと確認の意味でお聞きしたいのですが、5ページのめん羊育成管理状況の中の下のほうの四角の欄なのですが、へい死の減少が41という数字になっております。この41の数字がいろいろとよく調べてみたのですが、どこの数字なのかちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長(森 淳君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員(鈴木典生君) お答えいたします。

一番下の欄に差引きで順番にマイナス書いているところございますよね。例えば平成22年のところ、2010年のところなのですけれども、雌がマイナス2、マイナス1、マイナス1、マイナス4で、これを全部足していくと1つだけ、令和元年度、2019年のところのマイナス2ありますけれども、これは種畜用に出したやつなので、マイナス2は種畜用で出ていますので。へい死は、あと残り足したものが全てなると思っています。今計算機ちょっとあれなので。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） この四角の要因別移動頭数の括弧の中、令和2年1月から11月までのことをこれ記載しているのではないですか、そういう意味ではないですか。今代表監査委員が説明しているのは、平成22年からの減少ですよと今言われましたよね。

（何事か呼ぶ者あり）

○8番（逢坂照雄君） だけれども、この黒四角は令和2年度の1月から11月までのこの内容ですよという記載で、今代表監査委員が説明されているのは平成22年からこれ減少、例えばマイナス9頭だとかという説明されたので、この四角に書いている令和2年1月からと意味ちょっとこれ間違っていないですかという部分もあるのです。

（何事か呼ぶ者あり）

○8番（逢坂照雄君） いやいや、ここに書いている……

（何事か呼ぶ者あり）

○8番（逢坂照雄君） だから、平成22年からと書くのなら分かるけれども。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） お答えいたします。

まず、一番最初に令和元年12月末の表が横にずらっと並んでいますね。そこは、まずそのときの180頭いたということですよ。そして、その次にあと移動ということで、例えば次の月、1月から11月までの間に移動した分それぞれにマイナスついているところはへい死がほとんどなのですから、へい死の数です。そして、最終的に11月のところにマイナスついて2019年のところにありますよね。これはへい死でなく、廃羊として売り払いした、種畜で出したということになります。そうすると、差引きするとこの内訳、なぜこの下に書いたかというところが分からなくなるので、その移動の合計を合わせた分をここにきちんと分かるように書いたということで、下の段に書いたということです。足していただければ数字は合うと思いますので、もう一度確認お願いいたします。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 数字は合うのは分かるのですけれども、この記載方法がちょっと紛らわしい記載というか、集計でないかなと私は思うのです。だから、もっと分かりやすく例えば平成22年から遡ってのこのへい死の数だということですよ、確認の意味で。トータルすると、それから41頭へい死していますよということですよ。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） 前回までは移動数だけ書いてあるのです。去年の数と今年を差引きしてどういうふうになったかということを書いたのですけれども、前回の3次の監査したときに、もう少し詳しく分かるために1か月ごとの移動もここに書いて、分かりやすくするために移動を書き加えたということです。分かりやすくするのでしたら、

一番最後のところだけで去年と今年の分を書けばいいのですけれども、それではまたいろんな、どこで変わったかも分からなくなるので、月々細かくデータをここに載せて、そのデータの集計を下に書いたということでございますので、これがここまで必要ないというのでしたらいいのですけれども、私としてみれば議会に分かりやすくきちんと正しい数字をお示しするためにはこの方法が一番分かりやすいのかなということで出しております。

以上です。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 分かりました。私はちょっと分かりづらかったものですから、確認の意味でということで質問をしたところでございますので、丁寧に書いてくれたという部分については今理解をいたしましたので、それはそれでいいと思います。分かりました。

終わります。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 令和2年度定期監査報告（第3次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第5号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第5号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第5号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきまして、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

令和3年3月8日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行に伴い、選挙公営制度が町村にも拡大されますことから、選挙費用の公費負担に関して必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。

それでは、条例の内容についてご説明させていただきますので、別紙でお配りしております議案説明資料：議案第5号と記載されている資料を御覧ください。

初めに、説明資料の1ページを御覧願います。第1条の条例の趣旨については、公職選挙法の規定に基づき、羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターの公費負担に関して必要な事項を定めるものでございます。

第2条の選挙運動用自動車の使用の公費負担については、候補者は6万4,500円に立候補の届出日から選挙期日の前日までの日数に乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができるものとするものです。ただし、選挙公営を受けることができるのは供託物が没収とならない候補者に限られ、このほかの選挙公営の対象についても同様となります。

なお、供託物没収点は町議会議員選挙については有効投票総数を議員定数で除し、さらに10で除して得た値、町長選挙については有効投票総数を10で除して得た値となり、選挙公営を受けるためには、それ以上の投票数が必要となります。また、この条例で定める単価等の金額、算出方法については、公職選挙法施行令の規定に準じて定めております。

第3条の選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出については、選挙運動用自動車の公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、羽幌町選挙管理委員会に届け出ることを定めております。

第4条の選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続につきましては、候補者が一般乗用旅客自動車運送事業者と一般運送契約を締結した場合は1日当たり6万4,500円まで、一般運送契約以外の契約である場合は自動車の借入れ1日当たり1万5,800円まで、燃料代1日当たり7,560円、運転手の報酬1日当たり1万2,500円まで町は有償契約の相手方からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

次に、説明資料の2ページを御覧願います。第5条の選挙運動用自動車の使用の契約の指定については、同一の日につき一般運送契約とそれ以外の契約が締結されるときは、候補者が指定するいずれかの契約のみを適用することを定めております。

第6条の選挙運動用ビラの作成の公費負担については、候補者は第8条に定める額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができることを定めております。選挙運動用ビラの頒布につきましては、これまで町村議会議員選挙では認められておりませんでした。今回の公職選挙法の改正で認められることとなりました。

第7条の選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出については、選挙運動用ビラの公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用ビラの作成に関し、有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出ることを定めております。

第8条の選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続については、1枚当たりの作成単価が7円51銭を超える場合は7円51銭に公職選挙法に定められた枚数の範囲内で作成された枚数を乗じて得た額を町は有償契約の相手方からの請求に基づき契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

なお、公職選挙法で定められたビラの作成枚数の上限は、町村議会議員選挙については

1, 600枚、町長選挙については5,000枚となります。

第9条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担については、候補者は第11条に定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができることを定めております。第10条の選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出については、選挙運動用ポスターの公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出ることを定めております。

第11条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続については、1枚当たりの作成単価525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た額に31万500円を加え、ポスター掲示場の数で除して得た額を1枚当たりの単価の限度額とし、ポスター掲示場の数を限度として乗じて得た額を町は有償契約の相手方からの請求に基づき契約の相手方に費用を支払うことを定めております。

次に、説明資料の3ページを御覧願います。第12条の委任につきましては、条例の施行に必要な事項は、羽幌町選挙管理委員会が定めることとしております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が本条例の内容であります。なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第7号 羽幌町公告式条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第7号 羽幌町公告式条例の一

部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和3年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。羽幌町における条例、規則その他の規定の公布、公表の方法について、見直しを行うため、改正しようとするものであります。

それでは、改正内容のご説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表を御覧ください。この表につきましては左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

まず、第1条ですが、「基く」を「基づく」に改める字句の補正を行っております。

次に、第2条第2項中「羽幌タイムス紙上に登載し、及び」を削り、「行なう」を「行う」に改める字句の補正を行っております。

内容としましては、これまでの公布の方法としまして、羽幌町では庁舎前や各支所等に掲示するもののほか、羽幌タイムス紙上に登載することとなっておりますが、羽幌タイムス紙の紙面上の都合もございまして、公布の方法について見直しを行い、新聞への登載は令和3年3月30日をもって廃止することとしたものでございます。

以上が本改正条例の内容であります。

なお、条文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、施行期日、1、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行の際、現に改正前の羽幌町公告式条例の規定に基づき公布または公表されている条例、規則その他規程の施行に関しては、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 羽幌町公告式条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第8号 羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第8号 羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和3年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和3年度の税制改正によりまして、離島地区において一定以上の事業用資産を本年3月末までに新增設した際に固定資産税を課税免除する本制度につきまして、適用期間が2年間延長されたことに伴い、地方交付税によって補填される期間も延長となりましたため、引き続き離島の産業振興等を図るため、併せて延長するよう改正しようとするものであります。

それでは、改正文を朗読いたしますが、別途お配りしております新旧対照表と併せて御覧いただければと思います。

羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和元年羽幌町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第8号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第9号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第9号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和3年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行による新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことに伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

内容をご説明いたしますが、別途お配りしております議案第9号 羽幌町国民健康保険税条例新旧対照表につきましても併せて御覧願います。左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

今回改正いたします附則第14条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合、特例で国民健康保険税を減免できる旨を規定しているものであります。その対象となります現在全国的に蔓延している新型コロナウイルス感染症の定義につきましては、これまでは新型インフルエンザ等対策特別措置法の特例措置として規定されておりましたが、関係法令の改正により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型コロナウイルス感染症全般が新型インフルエンザ等感染症として位置づけられたことから、引用している法令において対象とする新型コロナウイルス感染症の定義が改正され、明確化されたことから本条例におきましても同様に定義を改正するものであります。

ただいまの説明をもちまして、改正条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第9号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長(森 淳君) 日程第9、議案第10号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました議案第10号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和3年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町総合体育館の直営管理移行に伴いまして、これまで指定管理者が設定していた利用料金から条例に規定する額への上昇を緩和するため、改正しようとするものでございます。

次のページを御覧願います。

羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例(昭和47年羽幌町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

第2項、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの使用料は、第7条第1項の規定にかかわらず附則別表に掲げる額とする。

附則に次の別表を加える。

別表の内容につきましては、御覧をいただきまして、朗読は省略をさせていただきますが、改正の内容でございますが、令和3年度から総合体育館の管理運営をこれまでの指定管理者から直営による管理に移行するため、現在指定管理者が設定している利用料金から条例に規定する使用料に戻ることとなり、結果金額が上昇し、利用者の負担が増加することから、当面の間料金の激変緩和を図ることとして附則を改正し、現在指定管理者が設定している料金と同額の使用料を1年間の時限措置として規定するため改正するものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(森 淳君) これから議案第10号について質疑を行います。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 昨日平山議員の一般質問等のほうでもある程度話は聞いていますので、あまりその辺かぶらないようにとは思いますけれども、まず1年間の時限といった説明でしたよね。1年後、この条例に基づいた金額になるか、ならないか、その辺の基準というのは一応令和3年度の体育館使用料の見込みがたしか175万ぐらいを見込んでいるはずですよ。その見込額を下回った場合には条例に定める使用料にするのか、その辺の基準というののはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

具体的な基準というものを、ここまでというものを明確なものを持っているわけではございませんけれども、今議員おっしゃられましたように一応収入の予算ということで組んでおりますので、高くなることによってその利用が減ってなかなか収入が見込めないですとか、そういうものも一つの判断材料になりますし、この1年間をかけて利用者の方々にこういった考え方を説明していく中でなかなか理解を得られないようであればもう少し時間を置くですとか、そういったことも踏まえながら検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 一応その使用料の収入の部分でも判断したりだとか、あと利用者さんの声を聞きながら今後考えていくということになるかと思っておりますけれども、今までは指定管理者のほうで設定した金額でやっていたわけですから、指定管理者も条例に定められている中で当然上げることはできたかと思っております。ただ、上げないでやっていたということは、やはりその利用する方にとって負担にならないように多分指定管理者のほうもこうしていたと思っておりますし、この金額を使用料を変えずに、要は利用者をどんどん、どんどん増やしていけば問題ないとは思いますが、その辺のお考えというのをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

もちろん金額が上がることによって利用が減ってしまうということであれば、何かしらの策というものも考えなければなりませんけれども、昨日もちよっとお話しさせていただきましたけれども、条例に基づくその金額というのは、まず利用者の方に求めていくというのが大前提でございますので、そこを基本としながらもその利用状況を踏まえながらどうしていいかということを見極めていきたいということと、あと指定管理者につきましてはその収入を下げてでも利用者を増やすということでの対応だったとは思いますが、具体的な話をしますと、かかる経費から使用料収入として得た額の差額を指定管理料ということで負担するような形でこれまでできておりましたので、そこはちよっとなかなか抑えてでも指定管理料として後で受け取れるということもございましたので、そういったことも踏まえながら考えていきたいなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 確かに指定管理の仕組みといえば、簡単に言えば赤字になる部分を補填するというような感じになりますので、そういったことも考えられますけれども、やはりこれまでの指定管理者にしてみれば、少しでも利用者の負担というのを減らして、あそこの体育館というところをどんどん、どんどん使ってほしいという思いでいたと思いますので、直営になってもこうした指定管理者が考えていた思いであったり、気持ちというものを引き継いでいただきながら、今後管理して使用料の部分も考えていただきたいと思いますので、改めて最後をお願いしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） 議員のおっしゃることも理解しますし、この状況を見極めながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和3年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことに伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険条例（昭和34年羽幌町条例第5号）の一部を次のように改正する。
改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町国民健康保険条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所
に下線を引いて表示しております。

改正内容ですが、字句の修正である第3条の2第1号及び第2号につきましては、「収容」を「入所」に改めるものであります。

2ページを御覧願います。附則第2条第1項の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定であります。新型コロナウイルス感染症の定義部分の改正であり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改正するものであります。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第11号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時07分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号

○議長（森 淳君） 日程第11、議案第12号 羽幌町介護保険条例の一部を改正す

る条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第12号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和3年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに伴い、第1号被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの各段階の保険料率を改定するため、改正しようとするものであります。

それでは、改正内容を申し上げます。

羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町介護保険条例（平成12年羽幌町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条の保険料率につきましては、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とし、実績、各推計値等を勘案した上で算出した全体の事業費を基礎に各区分の要件に基づいた介護保険料の額を算出したところ、現行の月額基準額4,925円が5,500円となり575円の増加。また、年額では現行5万9,100円が6万6,000円となり、6,900円の増加となっておりますが、これは第6期から第7期に保険料を据え置いたところ、この第7期の期間におきまして保険給付費が増大をいたしまして、基金を取り崩しながらの運営となってございました。そういうことから、今回の第8期につきましては見込みに基づいて保険料を設定したところであります。

それでは、別紙にて配付しております羽幌町介護保険条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示しております。

第7条の第1項第1号であります、この3万3,000円につきましては、これは第2段階の保険料となります。

第2号、第3号につきましては第3段階の保険料、第4号につきましては第4段階の保険料、第5段階が、これは基準額でありまして、第5段階の保険料になります。第6号が第6段階、第7号が第7段階、第8号が第8段階、第9号が第9段階とそれぞれの保険料率をこちらのほうに明記をさせていただきます。

第2項につきましては、減額賦課によるものでございまして、この1万9,000円が、いわゆる第1段階の保険料ということになります。

第3項も同様でございますが、第4項の最後の行です。4万6,200円、これが前のページの第2号、第3号の第3段階の4万9,500円の減額後の保険料という形の改正となっております。

以上をもちまして、条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

保険料率に関する経過措置、第2条、改正後の条例第7条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第12号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第13号 羽幌町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第13号 羽幌町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和3年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和2年度をもちまして離島地区のIP電話であります羽幌町情報通信基盤施設、ひかりネットワークによるサービス提供を終了させていただくため、廃止しようとするものであります。

それでは、条文を朗読いたします。

羽幌町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

羽幌町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成23年羽幌町条例第1号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第13号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 羽幌町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号～議案第20号

○議長（森 淳君） 日程第13、議案第14号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第15号）、日程第14、議案第15号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、日程第15、議案第16号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第17号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第17、議案第18号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議案第19号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第20号 令和2年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億7,127万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1,091万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、各事業の完了などによる減額補正が主なものでありますが、まず歳出についてその主なものを申し上げます。4款衛生費、じんかい処理費において羽幌町外2町村衛生施設組合負担金、2事業合計2,142万5,000円の減額は、同組合における施設整備に係る入札執行や前年度繰越額の確定などによるものであります。

次に、8款土木費、地籍調査費において委託料2,088万9,000円の減額は、事業内容変更によるものであります。

同じく河川管理費において委託料30万6,000円、工事請負費5,269万3,000円の各減額は、福寿川護岸改修に係る事業費の確定によるものであります。

同じく住宅建設費において工事請負費9,691万3,000円の増額は、国の第3次

補正予算を活用し、令和3年度に予定していた幸町団地2棟4戸の建設を前倒して実施するものであります。

次に、9款消防費において北留萌消防組合負担金1,922万4,000円の減額は、同組合における前年度繰越額の確定や執行見込みなどによるものであります。

同じく災害対策費において防災情報伝達システム整備業務委託料3,952万2,000円の減額は、額の確定によるものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。1款町税において固定資産税2,431万5,000円の増額は、新築家屋や償却資産の増加などによるものであります。

次に、18款繰入金において財政調整基金繰入金2億5,648万7,000円の減額は、収入見込みから減額するものであります。

このほか国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、各事業の確定などによる減額及び増額となっております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ375万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,291万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で3款国民健康保険事業費納付金において負担金補助及び交付金198万7,000円の減額は、事業費納付金の額確定によるものであります。

次に、4款保健事業費、保健活動費においてがん検診委託料39万3,000円の減額は、がん検診受診者数の実績見込みによるものであります。

同じく特定健康診査等事業費において委託料139万円の減額は、特定健康診査に係る各業務委託料の実績見込みによるものであります。

次に、6款諸支出金において過年度分交付金返還金2万円の増額は、特定健診、特定保健指導に係る過年度分交付額の確定に伴うものであります。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免措置などにより、国民健康保険税を減額し、他の科目については実績見込みにより増額しております。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ100万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,898万8,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金において事務費負担金100万2,000円の減額は、広域連合に対する事務費負担金の変更、決定に伴うものであります。歳入につきましては、一般会計繰入金を減額しております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ950万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,605万円とするものであります。

補正をいたします内容を勘定別にご説明申し上げます。保険事業勘定の歳出で1款総務

費、一般管理費において旅費 33 万円の減額。

同じく介護認定審査会費において役務費 6,000 円の増額。

同じく認定調査費において役務費 27 万円の減額は、それぞれ執行見込みによるものであります。

次に、2 款保険給付費、介護サービス等給付費において負担金補助及び交付金 116 万円の増額は、介護サービス利用料等の増加によるものであります。

次に、3 款地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費において介護予防事業負担金 516 万 6,000 円の減額は、介護予防・生活支援サービス利用者数の減少によるものであります。

次に、4 款保健福祉事業費、介護予防事業委託料 12 万 5,000 円、器具借上料 98 万 8,000 円の各減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、予定していたトレーニング器機を用いた運動機能向上事業の実施を中止したことによるものであり、これによりこの器機借りに係る債務負担行為につきましても廃止としております。

次に、サービス事業勘定の歳出 1 款総務費、事業管理費において会計年度任用職員人件費総額 378 万 8,000 円の減額は、介護支援専門員の 1 名欠員によるものであります。

歳入につきましては、事業費の実績見込みなどにより特定財源を増減したほか、一般会計繰入金につきましては各勘定ともに減額しております。

次に、下水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 2,149 万 2,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7,750 万 8,000 円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で 1 款総務費、一般管理費において職員人件費総額 62 万 5,000 円の減額は人事異動によるものであり、計画策定業務委託料 11 万円、消費税及び地方消費税 198 万 8,000 円の各減額は、それぞれ額の確定によるものであります。

次に、2 款事業費、下水道建設費において委託料 270 万円、工事請負費 844 万 2,000 円、補償補填及び賠償金 200 万円の各減額は事業の完了によるものであります。

次の 3 款公債費につきましては、特定財源であります汚水処理施設共同整備事業負担金が精算により減額となりましたことから財源更正をするものであります。

歳入につきましては、今後の見込みから使用料を減額したほか、事業費の確定等により国庫補助金などの特定財源を増減したほか、一般会計繰入金につきましては減額しております。

続いて、簡易水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 108 万 9,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,615 万 2,000 円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で 1 款簡易水道費、水道維持費において旅費 9 万 9,000 円、工事請負費 99 万円の各減額は北海道が発注し、焼尻島で施工されている砂防工

事に関し支障となる排水管が発見された場合に実施する布設替工事につきまして、対象工事が発生しなかったことによるものであります。

歳入につきましては、先ほど申し上げました事業の未実施により一般会計繰入金及び諸収入の工事補償金を減額しております。

続きまして、水道事業会計の補正についてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益で352万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大を要因とした生活様式の変化等に伴い、給水収益におきまして当初予定を下回る見込みとなったことから補正をするもので、総額を2億4,125万8,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款水道事業費用、第1項営業費用で322万円の減額は、人事異動等に伴う人件費の補正をするもので、総額を2億3,132万6,000円とするものであります。なお、資本的収入及び支出については補正はございません。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明申し上げます。

議案集（別冊）の一般会計5ページをお開き願います。第2表、繰越明許費の追加であります。農山漁村活性化整備対策事業につきましては、るもい農業協同組合が実施している米穀集出荷貯蔵施設整備について完了が翌年度となることから繰り越すものであります。

次の公営住宅建設事業につきましては、町長の提案理由にもありましたが、国の第3次補正予算を活用し、事業を前倒して実施するものであります。

次の小学校費から高等学校費までの学校保健特別対策事業につきましても国の第3次補正予算を活用し、新型コロナウイルス感染予防のため各学校で必要な備品の購入等を令和3年度に繰り越し行うものであります。

次に、第3表、債務負担行為の変更であります。畜産担い手総合整備事業について本年度の事業量が減少したことにより、翌年度以降で事業量を調整することとなったため、限度額を変更するものであります。

23ページをお開き願います。1款議会費において議員期末手当13万4,000円の減額は、支給率引下げによるものであります。

24ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において旅費120万円、交際費75万円の各減額は、実績及び今後の執行見込みによるものであります。

同じく財政管理費において財務諸表作成支援業務委託料11万円の減額は、額の確定によるものであります。

同じく財産管理費において計画策定業務委託料443万1,000円の減額につきまし

ても、額の確定によるものであります。

25ページを御覧ください。企画費においてまちづくり事業基金積立金16万3,000円の減額は、商業複合施設の収支見込みにより積立額を減額するものであります。離島魅力発信事業116万1,000円、企業等連携事業76万3,000円、地域魅力PR事業94万3,000円の各減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の見送りなどによるものであります。

26ページをお開き願います。移住定住促進事業58万5,000円、都市間交流事業162万7,000円、日本ハムファイターズパートナー協定事業136万9,000円、留萌中部地域振興協議会事業66万4,000円の各減額につきましても新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の見送りなどによるものであります。

次のページの計画策定業務委託料216万8,000円の減額は、額の確定によるものであります。

28ページをお開き願います。自治振興費において離島航路運賃補助事業113万2,000円、入浴支援事業439万6,000円、高速船臨時便運航支援事業97万3,000円の各減額は額の確定によるものであり、空き家対策事業137万円、都市間バス運行支援事業462万4,000円の各減額は執行見込みによるものであります。また、防犯灯管理事業については、特定財源である交通安全対策特別交付金が増額となったことから、ハイヤー運行支援事業及びバス車両維持管理支援事業については、地方創生臨時交付金を充当することから、それぞれ財源更正するものであります。

29ページを御覧ください。特別定額給付金給付事業費において総額333万7,000円の減額は、事業完了に伴い各経費を減額するものであります。

30ページをお開き願います。戸籍住民基本台帳費において通知カード・個人番号カード事務委任事業交付金165万円の増額は、個人番号カード等の発行数増加に伴うものであり、道補助金返還金1万4,000円の増額は、過年度分補助金の精算によるものであります。住民基本台帳ネットワーク管理事業33万円、共同戸籍業務電算システム管理事業900万9,000円の減額は、それぞれシステム改修業務委託料の額確定によるものであります。

31ページを御覧願います。3款民生費、社会福祉費において障がい者自立支援事業総額163万6,000円の増額は、実績及び今後の執行見込みにより各経費が増減するものであります。国民健康保険事業特別会計繰出金257万7,000円の減額は、繰り出し対象事業費の減によるものであり、障がい児通所給付費52万5,000円の増額は、利用回数等の増加見込みによるものであります。子ども発達支援事業については、新型コロナウイルス感染症拡大による利用者数等の減少に伴い、障がい児通所給付費等の特定財源が減額になったことから財源更正するものであります。

32ページをお開き願います。介護福祉費において老人福祉施設措置費153万2,000円の減額は、老人福祉施設入所者数の減によるものであり、介護保険事業特別会計繰

出金 870万2,000円の減額は、繰り出し対象事業費の減によるものであります。介護サービス基盤整備事業補助金 140万円の減額は、補助対象者数の確定によるものであります。

同じく後期高齢者医療費において療養給付費負担金 285万6,000円の減額は、負担額の確定によるものであり、後期高齢者医療特別会計繰出金 100万2,000円の減額は、広域連合に対する事務費負担金の減額によるものであります。

33ページを御覧ください。児童福祉費において児童福祉業務経費 10万円、子育て支援センター運営事業 38万6,000円の各減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業や研修等の中止によるものであります。就学前子育て支援審議会委員報酬 14万1,000円の減額は、審議会開催回数の減によるものであり、子育て支援対策事業 424万6,000円の減額は、執行見込みにより各経費を減額するものであります。シングルペアレント移住雇用マッチング事業 10万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都市圏へ赴いての面談を中止としたことによるものであり、保育士等修学資金貸付金 150万円の減額は、貸付け者数の減少によるものであります。子育て支援応援給付金 40万円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた新生児に対する助成について対象を年度末までに出生した者にまで拡大したことによるものであります。

34ページをお開き願います。新型コロナウイルス感染症対策等補助金 20万円の増額は、児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策のための備品等の購入に対し補助するものであり、国及び道から3分の1ずつ補助されるものであります。天売保育施設運営事業につきましては、特定財源として企業版ふるさと納税分を充当することといたしましたので、財源更正するものであります。

35ページを御覧ください。児童措置費において児童手当給付事業 325万5,000円の減額は、支給区分により一部増もありますが、給付対象事業総数の減によるものであります。

36ページをお開き願います。4款衛生費、保健衛生費において離島歯科診療医師報償費 63万5,000円の減額は、従事する歯科医師及び技工士数の減によるものであり、除雪委託料 23万8,000円の減額は、額の確定によるものであります。医師研究資金等貸付金 350万円、助産師看護師修学資金貸付金 180万円の各減額は、ともに貸付者数が見込み数を下回ったことによるものであり、助産師看護師修学基金積立金 15万円の増額は、修学資金返還者数の増によるものであります。離島地区通院患者宿泊助成事業 392万7,000円、マスク等購入事業 484万4,000円の各減額は、事業の完了によるものであります。

37ページを御覧ください。健康センター運営費において臨床心理士活動事業 32万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修会等が中止になったことによるものであります。予防事業 345万4,000円、妊産婦等支援対策事業 88

万6,000円、がん検診等推進事業5万8,000円、任意予防接種費用助成事業90万円、風しん追加的対策事業434万円の各減額は、いずれも執行見込みによるものです。施設等感染防止対策事業14万6,000円の減額は、事業の完了によるものです。

38ページをお開き願います。環境衛生費において簡易水道事業特別会計繰出金9万9,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであります。合併処理浄化槽設置事業補助金7万6,000円の減額は執行見込みによるものであり、生物多様性保全推進支援事業補助金1万6,200円の減額は、補助対象事業費の減によるものであります。

次のじんかい処理費においてし尿処理事業100万円の減額は、予定していた沈砂処理について堆積状況から見送ったものであり、産業廃棄物埋立て処理場適正化事業2万4,000円の減額は、今年度分事業の完了によるものであります。

39ページを御覧ください。6款農林水産業費、農業委員会費において旅費5万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修会等が中止になったことによるものであります。

40ページをお開き願います。農業振興費において農業経営基盤強化資金利子補給金合計4万円、機構集積協力金50万円、農業後継者対策事業補助金7万4,000円、農業振興対策事業補助金1万4,000円、農山漁村活性化整備対策事業補助金3万5,400円の各減額は、それぞれ事業費の確定などによるものであります。

41ページを御覧ください。畜産業費において焼尻めん羊牧場管理運営事業1万9,200円の減額は、今後の執行見込み及び入札執行によるものであります。めん羊飼養者育成事業1万3,800円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により毛刈り等実習事業を中止したことによるものであります。

42ページをお開き願います。林業振興費において民有林除間伐奨励事業補助金30万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したことによるものであります。

次の野生動物対策費において天売島猫飼育ボランティア等確保対策事業16万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したことによるものであり、地域おこし協力隊活動費補助金120万円の減額は、協力隊員の応募がなかったことによるものであります。

43ページを御覧ください。水産業振興費において離島活性化事業補助金2万1,100円の増額は、事業費の増加及び新型コロナウイルス対策として北海道負担分が追加されたことによるものであります。漁業近代化資金利子補給金1万4,000円、農林漁業者支援給付金60万円、離島魚介類海上輸送費支援事業補助金1万1,000円の各減額は、事業の完了や執行見込みによるものであります。

44ページをお開き願います。7款商工費、商工振興費において北海道消費者行政活性化

化事業8万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修会が中止になったことによるものであります。ハートタウンはぼろ運営事業123万1,000円の減額及びハートタウンはぼろ施設管理事業56万1,000円の増額は、執行見込みにより増減するものであります。ハボロマルシェ開催事業補助金25万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したことによるものであり、中小企業振興資金利子補給金117万6,000円、企業振興促進補助金120万5,000円、商工会補助金111万5,000円の各減額は、それぞれ執行見込みによるものであります。

次のページの企業従業員住宅建設促進事業補助金300万円の減額は、申請がなかったことによるものであり、飲食・旅館業等事業継続支援事業130万円、離島観光業等事業継続支援金100万円、消費活性化対策事業715万8,000円、休業要請協力金80万円、宿泊者限定クーポン券事業3万2,000円の減額は、事業の完了によるものであります。指定管理事業継続支援事業及び次のページの中小企業振興資金利子補給事業につきましては、特定財源である地方創生臨時交付金の増減により財源更正しているものであります。

47ページを御覧ください。観光費において観光協会補助金539万5,000円、離島振興促進プロジェクト補助金266万5,000円、サンセットプラザ施設管理事業12万円、観光誘客推進事業102万2,000円の各減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部事業を中止したことなどによるものであり、施設等感染防止対策事業47万1,000円の減額は、事業完了によるものであります。サンセットプラザ運営事業につきましては、特定財源であります入湯税が減収見込みのため財源更正するものであります。

48ページをお開き願います。8款土木費、道路橋梁費において橋梁長寿命化事業につきましては、国庫補助金の額確定などにより財源更正するものであります。

49ページを御覧ください。道路維持費において普通旅費20万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により会議等が中止になったことによるものであり、除雪機械等購入費578万円の減額は、額確定によるものであります。

次の道路新設改良費において道路整備工事請負費169万1,000円の減額は、事業完了によるものであります。

50ページをお開き願います。港湾管理費において港湾外浚渫業務委託料48万円の減額につきましても事業完了によるものであります。

51ページを御覧ください。都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金1,172万7,000円の減額は、繰り出し対象事業費の減少によるものであります。

次の住宅管理費において公営住宅施設管理事業につきましては、事業費精算により地方債対象費用が増加したことから財源更正するものであります。

52ページをお開き願います。9款消防費、災害対策費において防災資機材購入事業に

つきましては、事業費の一部が道補助金の対象となりましたことから財源更正するものがあります。

53ページを御覧ください。10款教育費、事務局費において総額414万5,000円の減額は、各事業の完了によるものであります。

54ページをお開き願います。小学校費、学校管理費において情報通信ネットワーク環境施設整備事業556万6,000円、施設等感染防止対策事業150万4,000円の各減額はそれぞれ事業の完了によるものであり、学校保健特別対策事業240万円の増額は繰越明許費でご説明いたしました令和3年度に繰り越して実施する費用であります。

次の小学校費、教育振興費において小学校教育振興事業39万3,000円の減額は、各事業の完了などによるものであります。

55ページを御覧ください。中学校費、学校管理費において中体連参加補助金2校合わせて186万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大会が中止になったことによるものであり、情報通信ネットワーク環境施設整備事業352万円の減額は、事業の完了によるものであります。学校保健特別対策事業160万円の増額は、小学校費と同様令和3年度に繰り越して実施する費用であります。

56ページをお開き願います。高等学校費、学校管理費において定体連参加補助金56万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大会が中止になったことによるものであり、学校保健特別対策事業160万円の増額は、小学校費、中学校費と同様令和3年度に繰り越して実施する費用であります。

57ページを御覧ください。高等学校費、教育振興費において講師謝礼金11万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したことによるものであり、天売高等学校活性化事業150万円の減額は、地域おこし協力隊員の応募がなかったことによるものであります。天売複合化施設建設事業446万2,000円の減額は額の確定などによるものであり、天売高等学校学生寮運営事業については特定財源である国庫補助金の減額決定により財源更正するものであります。

58ページをお開き願います。社会教育費において社会教育業務経費40万円、子ども育成協会事業32万4,000円、図書室運営事業10万9,000円の各減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大の影響により各種研修会や事業の中止などによるものであります。オンライン講座用機器整備事業7万4,000円、図書館パワーアップ事業4万4,000円の各減額は、それぞれ事業完了によるものであります。

59ページを御覧ください。公民館費において公民館施設管理事業22万円、施設等感染防止対策事業63万2,000円の各減額は、それぞれ事業完了によるものであります。

60ページをお開き願います。体育振興費においてスキー場まつり実施事業24万円、スポーツ教室実施事業44万8,000円、おろろんウィンターフェスティバル開催事業80万3,000円の各減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業が中止となったことによるものであります。

次の体育施設費において施設等感染防止対策事業54万7,000円の減額は、事業完了によるものであります。

61ページを御覧ください。13款諸支出金、職員給与費において総額3,976万6,000円の減額は、実績及び執行見込みにより各経費を減額するものであります。

63ページから65ページまでにつきましては、給与費明細書の状況であります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。国民健康保険事業特別会計など各特別会計並びに水道事業会計の補正内容につきましては町長からの提案理由の説明をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時02分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第14号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第15号）について歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 2款総務費の自治振興費、28ページになりますけれども、高速船臨時便運航支援事業、これ地方創生臨時交付金を活用していますけれども、たしか今年度、去年の7月ですよね。高速船のほうを臨時便を出すということで利用料金の3割引きで行うということでしたけれども、当初予算では230万ぐらいでしたか、たしか見込んでいたと思います。今回減額されていますけれども、230万が昨年度の6割ぐらいでということでしたけれども、この減額されたことによって昨年度と比較すると何割ぐらいになるのか、計算すれば分かることだと思うのですが、その辺大体4割ぐらい、3割ぐらいということで押さえておいてよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

予算額に対して実績が134万3,000円余りということで、この額から言いますとおよそ3割5分程度かというふうに捉えております。

以上です。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） およそ3割5分ということですがけれども、臨時便を出したことによりまして確かにコロナ禍という中でしたけれども、この事業としては離島観光の部分については効果があったというふうに捉えておいてよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

この事業につきましては、目的としまして3密を避けるというようなものが主たる目的でして、御存じのようにコロナ関連の地方創生の臨時交付金を活用したということですので、そういった意味では効果があったのかなというふうに捉えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） これで最後にしますけれども、今年度に関しては高速船は臨時便という形でしたけれども、令和3年度については沿海フェリーさんのほうから情報がもし入っているのであれば、通常運航を予定しているのかどうか、そこだけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

令和3年度の運航の部分につきましては、一応計画上は今のところは運航するというような状況と聞いていますけれども、今後の感染の終息等の状況によるのかというふうに思っています。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第15号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出予算及び債務負担行為一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 令和2年度羽幌町水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号、議案第21号～議案第28号

○議長(森 淳君) 日程第20、議案第6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例、日程第21、議案第21号 令和3年度羽幌町一般会計予算、日程第22、議案第22号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第23、議案第23号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第24、議案第24号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第25、議案第25号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第26、議案第26号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第27、議案第27号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第28、議案第28号 令和3年度羽幌町水道事業会計予算、以上9件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めるとします。

日程第20、議案第6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長(酒井峰高君) ただいま上程されました議案第6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例について、提案理由と内容をご説明申し上げます。

令和3年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置する羽幌町いじめ問題専門委員会、そのほかの組織に関し必要な事項を定めるため制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。これより規定内容を順に説明いたします。

本条例は4章と附則で成り立っております。第1章は総則として第1条、この条例の趣旨を規定しております。本条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置いたします羽幌町いじめ問題専門委員会、そのほかの組織に関しその必要事項を定めるものであります。

第2章は、羽幌町いじめ問題専門委員会について規定をしており、2条から12条までで構成しております。

3条では、本委員会の所掌事務を規定しており、教育委員会の諮問に応じいじめ防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、または意見を具申することなどとしております。具体的に申し上げますと、学校において児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなどの重大事

態が発生した際には、その調査を行うこととされておりますが、このような事案が万が一発生した場合、急遽それらの調査等を行う組織を立ち上げることが困難であり、あらかじめ調査を行う組織等の設置が望ましいとされておりますことから、あらかじめ法に基づく附属機関として設置するものであります。

次に、第4条、組織であります。委員会は専門的知識や経験を有する方5人以内により構成するものとし、第5条でその任期を2年としております。

また、第6条ではこのほか特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができるものとし、この臨時委員の任期は特別の事項に関する調査審議が終了するまでとしております。

次に、組織に係る事項といたしまして、第7条では本委員会では委員長、副委員長を置くほか、第8条では会議成立に係る必要人数や議事の可否に係る規定を設けております。

このほか会議における必要事項として、第9条では関係者の出席、第10条では委員の除斥、第11条では守秘義務等に係る規定を設けております。

12条では、この専門委員会の庶務は教育委員会が処理することを規定しております。

次に、第3章の羽幌町いじめ問題調査委員会であります。14条では、調査委員会の所掌事務を規定しており、町長の諮問に応じて法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、または意見を具申するとしております。これは、さきに説明いたしました専門委員会が行いました調査結果に対し、町長が必要と認めるときに再調査できることが法で規定されておりますことから、その再調査を行うとなった場合における調査委員会に係る規定を設けるものであります。

15条では、この委員会の委員の任期を規定しておりますが、本委員会は町長が必要に応じて設置するものであるため、任期は案件に係る諮問から答申までとしております。

16条では、準用としてこの調査委員会における組織構成や会議に係る必要事項等の規定につきまして、さきに申し上げました羽幌町いじめ問題専門委員会で規定する事項を準用する旨を規定しております。そのため、その内容に係る説明は省略をさせていただきます。

また16条では、この調査委員会の庶務は総務課が処理することを規定しております。

最後、第4章、委任であります。この条例に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項はそれぞれの委員会に諮って定めるものとしております。

以上が本条例の内容でございます。なお、条文の読み上げにつきましては、ただいまの説明をもちまして省略いたしますことをご了承願います。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上であります。ご審議、ご決定賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） 次に、日程第21、議案第21号、日程第22、議案第22号、日程第23、議案第23号、日程第24、議案第24号、日程第25、議案第25号、日程第26、議案第26号、日程第27、議案第27号、日程第28、議案第28号の各会

計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました令和3年度各会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済状況は、内閣府の月例経済報告によると景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られるとされ、先行きについては感染拡大防止の策を講じる中で各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとし、依然として不透明な状況にあります。このような情勢の中、国の令和3年度予算につきましては、昨年12月21日に閣議決定され、1月18日、国会に提出されたところであります。その予算編成に当たり基本的な考えとして、活力ある地方をつくるべく中小企業の生産性向上に取り組むとともに、観光や農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより地方の所得を増やし、地方の活性化をすとされております。さらに、切れ目のない子育て支援や保育サービスを拡充するなど少子化対策を進め、全ての世代の方々が安心してできる社会保障制度を構築するとともに、個々人の状況に応じた就労や社会参加など頑張る人を強力に支援し、若者も高齢者も女性も障がいや難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組むとされております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は約89兆8,400億円で、前年度対比9,000億円、1.0%の減少となっており、地方交付税は17兆4,385億円で、前年度対比8,503億円、5.1%の増加、地方交付税の振替措置としての臨時財政対策債は5兆4,796億円で、前年度対比2兆3,399億円、74.5%の増加、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は22兆9,181億円で、前年度対比3兆1,901億円、16.2%の増加となっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税等の一般財源総額は63兆1,482億円となり、前年度比2,886億円、0.5%の減少となっております。このような国の動向も踏まえ、本町の予算編成に当たりましては、まちづくりの指針である羽幌町総合振興計画を基本とし、地方創生に向けた羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設マネジメント計画などに基づき行ったものであります。

まず、歳入であります。主要財源である地方交付税については、国の動向を的確に把握し見込むこととし、自主財源である町税は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方経済の状況を見極めながら、徴収率の向上と適正な滞納対策に努め、確実な収入を見込むものであります。また、町債の借入れにつきましては、交付税措置のある起債を優先し、事業内容に応じて借入れの判断を慎重に行ったところであります。さらに、基金の繰入れにつきましては、一般会計では事業目的に応じて特定目的基金を繰り入れるほか、財源不足については財政調整基金の繰入れを行っており、特別会計では制度に基づき繰入れを行

っております。

次に、歳出であります。経常費についてはマイナスシーリングも実施しつつ、一定の予算枠を各課に配分し、その範囲内で予算編成する枠配分方式を、臨時費においては各課が事業予算を要求し、その必要性や緊急性、金額などの審査、査定を経て予算編成する積み上げ方式を継続し、次の方針に基づき予算編成をいたしました。1点目は、徹底した行財政改革であり、成果が上がっていない事業や必要性が低下した事業については事業全体を検証し、新たな町民ニーズに応える新規事業を実施していくため、廃止や縮小、凍結などを図り、真に必要な事業の取捨選択を徹底することです。2点目は、公共施設マネジメントの推進であり、インフラ資産や公共施設に係る維持管理費について、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性や必要性、優先度を見極め、適切に予算反映させることです。3点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の縮小や廃止による財源確保を図り、その財源の範囲内で政策的な事業を積極的に推進するものであります。4点目は、住民ニーズへの対応であり、様々な場面を通じた町民の声を反映し、町民生活で発生する新たな行政需要に対応するため、要望内容の的確な把握に努め、事業実施による効果や必要性を十分検討した上で予算に反映させるものであります。5点目は、予算編成過程の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分したのか、事業の選択と優先順位づけをどのように行ったのか、分かりやすく公表するものであります。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要についてご説明申し上げます。予算の状況であります。一般会計67億2,000万円と6つの特別会計を合わせた総額は93億2,400万円で、前年度対比2,700万円、0.3%の増加となっております。

次に、一般会計における歳入予算の主な状況であります。地方交付税は29億7,203万5,000円、前年度対比1,019万3,000円、0.3%の増加を見込み、国庫支出金は国の補正予算を活用した公営住宅建設事業の前倒し実施等により3億4,355万6,000円、前年度対比1億269万4,000円、23%の減少を見込んでおります。繰入金にはまちづくり応援基金繰入金の増加などにより6億5,333万2,000円、前年度対比9,849万3,000円、17.8%の増加となっております。

歳出予算の状況については、経常費は総額48億5,279万7,000円、前年度対比8,820万2,000円、1.9%の増加で、臨時費では総額18億6,720万3,000円、前年度対比1億6,520万2,000円、8.1%の減少となっており、合計では7,700万円、1.1%の減少となったものであります。

次に、令和3年度の主な事業についてご説明申し上げます。地域振興対策では、シングルペアレント移住雇用マッチング事業や地域おこし協力隊員の配置などを継続するほか、新たに焼尻地区において定住促進住宅を整備し、移住定住促進を図ってまいります。また、都市間交流事業として、神奈川県海老名市との交流事業を継続するほか、札幌ベルエポッ

ク製菓調理専門学校との包括連携協定による様々な取組を行うなど、地域活性化を図ってまいります。子育て支援対策では、子育て支援センターや離島地区で実施している子育て中の親子の交流事業や育児相談のほか子育て世帯への総合体育館使用料の支援などを継続し、子育てへの不安緩和や冬期間などの遊び場確保を図ってまいります。また、保育士など確保対策事業につきましては、新たな取組として保育補助員確保に係る費用へ補助を行い、保育施設における人員の確保並びに充実を図ってまいります。医療対策では、医師確保対策事業や助産師看護師確保対策事業を継続し、医師及び看護師などの確保を目指してまいります。また、子供の疾病予防として実施しているおたふく風邪やインフルエンザなどへの任意予防接種費用助成事業を継続するほか、健診受診者等に対しオロちゃんカードにポイントを付与する健康マイレージ事業を推進し、受診率と健康意識の向上を図ってまいります。生活環境では、産業廃棄物処分場の埋立て超過分について適正化に向け引き続き新最終処分場への搬入を進めるほか、空き家の改修や解体への補助を行う空き家対策事業を継続し、生活環境の改善を図ってまいります。道路関連では、南6条通り舗装修繕工事や南5条通り歩道整備工事等を行うほか、橋梁長寿命化事業についても計画に沿って継続して取り組んでまいります。また、河川施設管理では二股沢川堆積物除去工事や福寿川護岸背後地地盤整備工事などを行うなど適切な施設管理に努めてまいります。環境対策では、環境を守る基本計画に掲げる海鳥を取り巻く自然環境の保全と地域産業の活性化を目的としたシーバードフレンドリー認証制度の取組に対し引き続き助成いたします。次に、産業振興であります。農業振興では、鳥獣被害防止のため電牧柵の更新や追加導入費用への補助を継続し、畜産担い手育成総合整備事業による高台地区の草地更新や農業農村整備事業による用排水施設整備などを行うほか、新規事業として新規就農者に対し補助を行うなど、生産性の向上と農業経営の安定化を図ってまいります。また、焼尻めん羊牧場については種畜を導入するなど安定した羊肉供給を図るほか、酪農学園大学との連携によるめん羊飼養者育成事業を継続し、将来の綿羊事業の担い手育成を図ってまいります。林業では、町有林整備事業や豊かな森づくり推進事業などを継続するほか、新規事業である森林環境譲与税を財源とした私有林等整備事業により国や道の補助を受けられない私有林等の森林整備への支援を行い、森林の適正管理を図ってまいります。水産業では、漁業後継者等の育成を図る新規就業者等育成事業、刺し網被害に対する支援や外国人技能実習生を受け入れる漁業者に対する支援などを継続するほか、密漁防止のため天売港及び焼尻港に北るもい漁業協同組合が防犯カメラを設置する費用に対し補助を行うなど、漁業振興の充実を図ってまいります。商工業では、中小企業者持続化支援事業や企業振興促進事業など各種補助を継続し、中小企業者などの事業活性化を図ってまいります。また、雇用促進助成事業や従業員住宅建設促進事業を継続するほか、外国人技能実習生を受け入れている水産加工業者に対する支援を行い、雇用環境の維持や従事者の確保を図ってまいります。観光振興ではいきいき交流センターなどの観光施設において必要な整備を行うほか、観光事業を推進する観光協会や支部などへの補助を継続し、観光客の増加を図ってまいります。

防災関連では、引き続き防災用資機材の確保を図るほか、既存の携帯電話通信網を活用し防災情報を迅速かつ確実に伝達するシステムを本年4月から運用を開始するなど、災害対策を充実させてまいります。教育関連では、教育支援員の配置やスクールソーシャルワーカーの派遣による教師の負担軽減と障がいや様々な悩みを抱える児童・生徒へのサポートや支援を継続するほか、新規事業として各小中学校において教師用デジタル教科書を導入し、児童が主体的に考え、学ぶ環境の整備を図ってまいります。また、公民館大ホールの音響設備更新や総合体育館のボイラー更新、スポーツ公園陸上競技場改修に向けた実施設計に着手するなど、社会教育施設の充実を図ってまいります。このほか、多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。

以上で一般会計を終わらせていただき、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計であります。予算の総額は8億9,400万円で、前年度対比2,200万円、2.5%の増加となっております。これは、療養給付費負担金の増加が主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億4,300万円で、前年度対比400万円、2.9%の増加となっております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増加が主な要因であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は10億9,500万円で、前年度対比5,800万円、5.6%の増加となっております。これは、保険事業勘定で介護保険サービス等給付費が増加したことが主な要因であり、介護サービス事業勘定は前年度同額となっております。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4億600万円で、前年度対比700万円、1.8%の増加となっております。これは、公共下水道事業認可計画変更業務委託料の増加などが主な要因であります。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4,900万円で、前年度対比1,200万円、32.4%の増加となっております。これは、水道施設台帳整備業務委託料の増加などが主な要因であります。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は1,700万円で、前年度対比100万円、6.3%の増加となっております。これは、天売旅客上屋ドア修繕料の増加などが主な要因であります。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数3,278戸、年間総給水量は90万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億2,155万1,000円など、水道事業収益総額2億3,877万6,000円に対し、支出では運転管理委託料など原水及び浄水費に6,805万9,000円、量水器取替え工事など配水及び給水費に5,155万2,000円、人件費など内部管理経費を計上する総係費に3,469万9,000円、減価償却費に5,413万9,000円、企業債利息に1,168万5,000円など、水道事業費用総額は2億2,943万5,000円を予定し、収

支差引き 934万1,000円の黒字となる見込みであります。

次に、資本的収支では、工事保証金により収入総額が120万4,000円に対し支出は建設改良費に5,425万4,000円、企業債償還金に5,758万2,000円で総額1億1,183万6,000円、収支差引き1億1,063万2,000円の不足となり、その全額を損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。今後も業務の効率化、コスト削減による経営の健全化を図り、長期的な視点を持って企業運営に一層の経営努力をいたす所存であります。

以上が令和3年度一般会計及び各特別会計予算並びに水道事業会計予算の概要であります。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、本町も景気の低迷が懸念されますが、今後の行財政運営につきましても限られた財源を効率的かつ効果的な事業へ配分することにより地域の活性化や安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、将来を見据えた身の丈に合った健全な財政運営を堅持していけるよう努めてまいる所存でありますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で令和3年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） 以上で予算関連議案並びに予算議案の提案理由の説明を終わります。

◎発議第1号

○議長（森 淳君） 日程第29、発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、令和3年度予算並びに予算関連議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時47分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽幌町各会計予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に2番、磯野直君、副委員長に1番、金木直文君と決定したので、報告いたします。

◎休会の議決

○議長（森 淳君） お諮りします。

羽幌町各会計予算特別委員会の予算並びに予算関連議案審議のため、これから3月11日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、これから3月11日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても羽幌町各会計予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時48分）